



MOMOISHI

新町建設計画

百石・下田合併協議会 平成17年3月 策定

おいらせ町 平成27年9月 変更

おいらせ町 令和3年3月 変更



SHIMODA

目 次

第1章	序論	1
第2章	2町の概況	6
第3章	主要指標の見通し	14
第1節	人口	14
第2節	世帯数	16
第4章	新町建設計画の基本方針	17
第1節	新町の将来像	17
第2節	新町建設の基本方針	18
第3節	施策の体系図	20
第4節	土地利用方針	21
第5節	地域別整備の方針	22
第5章	新町の施策	24
第1節	自然や田園と調和したまち	24
第2節	住み続けたいふれあいのまち	26
第3節	地域に根ざした産業が活力を支えるまち	28
第4節	奥入瀬の文化が香るまち	31
第5節	利便性の高い快適に暮らすことができるまち	33
第6節	住民と行政の協働のまち	36
第6章	青森県事業の推進	39
第7章	公共施設マネジメント	40
第8章	財政計画	41

《計画の変更にあたって（令和3年3月）》

平成30年4月に「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第19号）」が施行され、当町においては合併特例債の発行期限が25年間に延長可能となりました。これに伴い、引き続き当計画に基づく合併特例債を有効に活用するために、計画期間をはじめとする所要の変更を行いました。

○主な変更点：計画期間の延長、人口等推計値の更新、

土地利用方針及び地域別整備計画の方針の更新、財政計画の更新

第1章 序論

第1節 合併の必要性

1 本計画策定の目的

我が国において長期にわたって続いた成長時代が終わり、豊かな成熟時代への転換期を迎えるとともにバブル経済の崩壊と世界的な産業再編に直面し、地域づくりの面でも大きな転換期を迎えています。

物から心への生活価値観の変化、生活の質の追及、女性の社会進出、自然志向、知識・文化志向、個人志向から新たな社会志向への動きなど、多様で豊かな生活、文化の動きが見られる一方、地球温暖化などの環境問題の深刻化、国際化の急速な進行と農林水産業や製造業などの国内産業の空洞化、国の財政悪化、人口の大都市集中と地方の過疎化、年少人口・就業者人口の減少と高齢化の進行、出生率の低下による総人口の減少など、大きく社会・経済・生活・文化は変動しています。

このような中で、市町村行政は構造改革の推進、公共施設マネジメントの推進、地方分権の推進など、大きな転換期を迎えており、国では①地方分権の推進、②多様化する住民ニーズへの対応、③生活圏の広域化への対応、という3つの観点から市町村の合併を推進しています。

百石町と下田町の2町で構成する本地域は、行政基盤を強化し、社会福祉等の身近な行政サービスを維持、充実するとともに、将来にわたり地域が持続的に発展できるよう動き出しました。

本計画は2町の合併による新町建設を総合的・効率的に推進することを目的に、新町の一体性の速やかな確保及び住民福祉の向上などを図り、新町の均衡ある発展に資するものとします。

2 市町村合併の必要性

①少子高齢化社会への対応

少子高齢化の到来により、今後年少人口(0歳～14歳)は減少し、老年人口(65歳以上)が増加していくことが予想され、過疎地域の問題としてだけ捉えてきた人口減少や年齢層の偏りの問題は、都市部も含めた日本全体の問題となっています。

百石町と下田町の2町においても、平成12(2000)年に16.3%であった老年人口の総人口比率は、平成27(2015)年には24.8%になり、令和12(2030)年には33.1%にも及ぶことが予想されるなど、少子高齢化は急激な速さで進んでいます。また、地域社会の経済活動の主な担い手である生産年齢人口(15歳～64歳)が減少し、地域経済に影響を及ぼすことが予想されており、今後、行財政運営が次第に困難になるなどの問題が生じることも懸念されます。こうした中で、少子高齢化社会に的確に対応し、社会福祉をはじめとする行政サービスの維持、充実を図っていくためには、効率的かつ情勢の変化に対応できる行政組織を構築するとともに、相対的な行政コストを削減していくことが必要となります。

②地方分権の進展と多様な行政ニーズへの対応

第1次・第2次地方分権改革に伴う権限移譲等の進展により、現在は各自治体による地方分権の実行段階に入っています。

地方分権の推進主体である自治体は、住民の多様な行政ニーズ、地域の特性や時代の変化に対応したまちづくりを主体的に進めていくことが重要です。また自己決定・自己責任の原則により、自ら政策を立案し、住民に説明し、実施することがこれまで以上に求められています。

こうした地方分権の発展に対応していくためには、各自治体の自治能力の向上が不可欠となっています。これに伴い職員の政策立案能力の向上や専門知識を持った人材の育成・確保などが必要となり、分権時代にふさわしい行政組織体制を整えていくことが必要となります。

③厳しい財政状況と行政の効率化

日本の財政は、長引く景気の低迷により、国と地方を合わせた長期債務残高が、平成30年度末には約1,095兆円程度に達し、そのうち地方(都道府県、市町村)の借入金残高は194兆円程度と見込まれており、国、地方ともに極めて厳しい状況にあります。

また現在、多くの市町村は、国からの地方交付税や補助金、地方債(借入金)に依存した財政運営を行っていますが、市町村の財政構造の健全性を示す経常収支比率*や実質公債費比率*は依然として高水準となっています。

こうした厳しい財政状況の中、国・地方を通じた厳しい財政状況を踏まえ、国においては、地方財政についてリーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えが検討されているなど、今後、財政力の弱い団体はさらに財源の確保が厳しくなることが予想されます。今後も、行政サービスの水準を維持し、更に向上させていくためには、限られた財源の中で、より効率的な行政運営を確立していくことが必要となります。

④生活圏域の一体化

現在の地方行政体制は、昭和30年前後に創設され、ほぼ65年間そのままの形で維持されてきています。65年前の地域社会はほとんどの家庭で電話やテレビ、自動車もなく、隣の市町村までの道路も改良・舗装されず、時間的・空間的距離の間隔は今とは随分異なっていたことは想像に難しくありません。

現在は情報通信ネットワークが張り巡らされ、自動車の普及や道路網の整備など、通勤、通学や医療機関の利用等、住民生活行動圏域は大きく広がり、公共サービスの受益を受ける範囲はその納税される市町村の枠を越えて広がっています。

このため住民の日常生活圏に対応するサービスの提供を実現し、暮らしやすく活力のある地域づくりを行っていくためには、行政区域という壁を取り払い地域が一体化することが必要となっています。

* 経常収支比率：

人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費に対する税などの経常的な収入の比率。その団体の財政構造の弾力性を図る指標となる。

* 実質公債費比率：

元利償還金及び準元利償還金に充てられた一般財源が標準財政規模に対し、どの程度の割合となっているかを見る指標。

3 本地域合併の意義

明治22年下田町が百石町から分離してから130年という歳月が経過していますが、百石町と下田町の地域的なつながりはさまざまな面において今もお脈々と続いています。

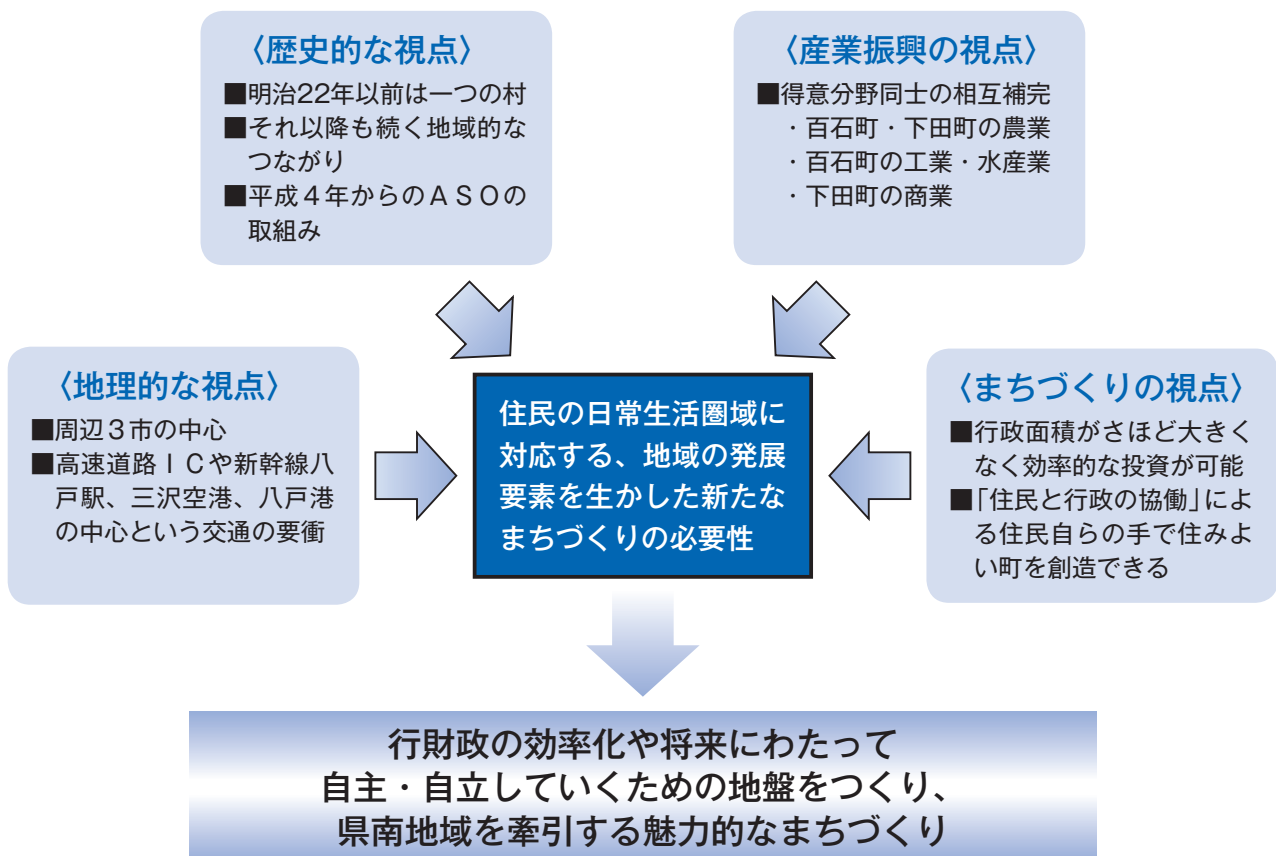
そのような中で、平成4年度、奥入瀬川下流域に位置する六戸町を含む3町で、A S O (アクション・サンシャイン・おいらせ)を設立し、共通の背景をもつ3町の知恵を結集し、効率的な行政運営や、活力ある住みやすいまちづくりを目指した活動などに取り組んできました。A S Oを構成する百石町と下田町の2町での合併となりましたが、このA S Oでの取り組みや当初から目指してきた地域の将来像を引継いでいくことが重要であると考えました。

本地域は、県内でも稀な定住人口の増加が見られる地域です。これは住みやすさの象徴であるといっても過言ではありません。また、八戸市・三沢市・十和田市の中心に位置し、高速道路のインターチェンジや東北新幹線八戸駅・八戸港・三沢空港など陸・海・空の広域玄関口の結節点として地理的に恵まれています。

産業では、本地域の基幹産業である農業に加え、百石町では工業・水産業、下田町では商業が盛んに行われています。それぞれの得意分野をお互いに補完することによりバランスの取れた産業振興が図られると考えられます。

通勤・通学や買い物など住民の日常生活は、百石町、下田町相互に行政区域を越えて広がっています。住民の日常生活圏域に対応した2町の一体化は、効率的な行政運営や暮らしやすく活力ある地域づくりを可能にします。また、合併後も行政面積がさほど大きくないため効率的な投資ができると考えられます。

これらの要因を生かして、2町が一体となった新たなまちづくりは、2町それぞれが持つ地域資源を生かした、県南地域を牽引する魅力的な地域への発展を可能にすると考えられます。



第2節 計画策定の方針

1 計画の範囲

本計画の範囲は、百石・下田合併協議会を構成する百石町及び下田町とします。

2 計画の構成

本計画の構成は、以下のとおりとします。

第1章 序論

市町村合併における時代背景や本地域を取り巻く状況を示し、2町合併の必要性を整理します。

第2章 2町の概況

2町の位置、面積、人口等の現状を整理します。

第3章 主要指標の見通し

2町の将来人口、世帯数等の推計を行います。

第4章 新町建設計画の基本方針

新町の将来像、基本方針を策定します。策定された基本方針をもとに、各種の施策・整備方針等を掲載します。

第5章 新町の施策

新町の施策・整備の具体的な内容を策定し、基本方針に沿って分野別に整理します。

第6章 青森県事業の推進

新町における青森県事業の内容・役割を整理します。

第7章 公共施設マネジメント

行政経営の効率化のための公共施設の統合集約、住民の利便性の維持・向上のための適正な施設配置などの整備方針を掲載します。

第8章 財政計画

『将来世代に責任が持てる自立した財政基盤』を基本とした、新町の健全な財政運営を推進するための財政計画を掲載します。

3 計画の期間

本計画の期間は、合併特例法による財政措置期間である平成18年度から令和12年度までの25年間とします。

4 行財政運営の方針

新町の財政運営については、地方交付税、国や県の補助金、地方債の依存財源を最小限にとどめ、自主財源の確保に力点を置いた『将来世代に責任が持てる自立した財政基盤』を基本とした健全な財政運営に努めるものとします。

また、行政経営については、住民と行政の新たな役割分担を構築し、常に行政改革に取り組み、退職者の補充抑制や定員適正化計画の策定による適正な人員配置を図りながら、効率性に重点を置いた組織体制の構築に努めます

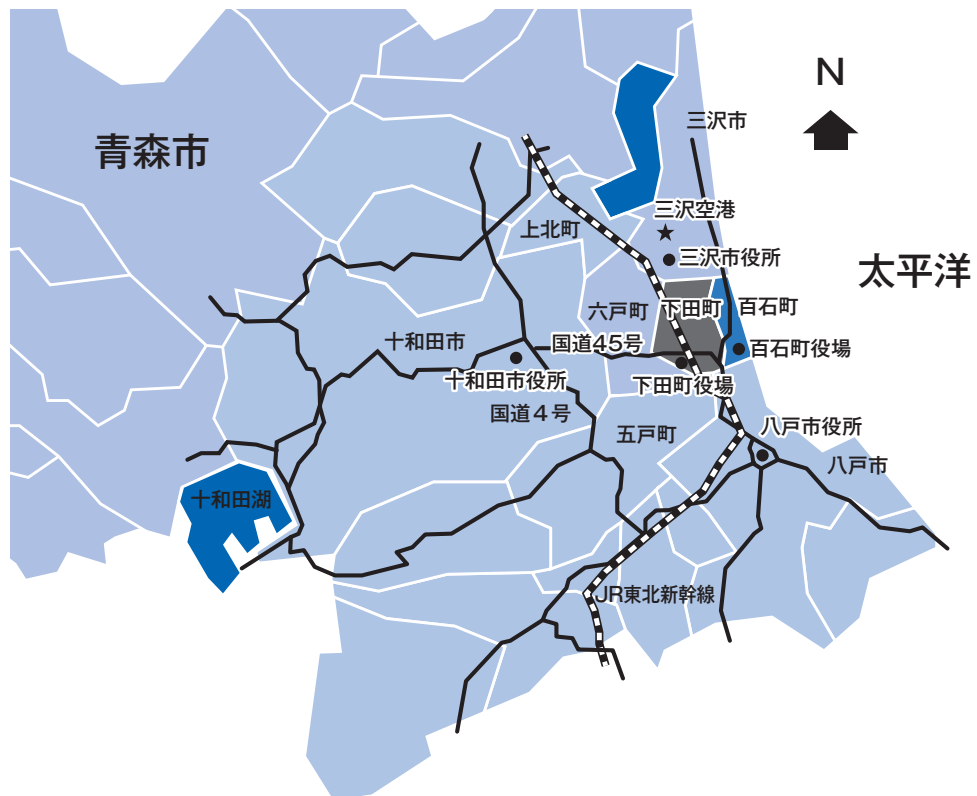
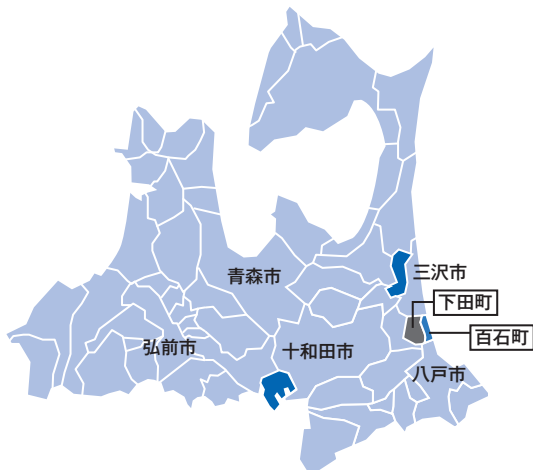
第2章 2町の概況

1 位置と地勢

本地域は青森県の東南部に位置し、県都・青森市から80～90km圏にあります。また、本地域の北には三沢市、西には六戸町、南には八戸市と五戸町が隣接しています。

本地域は西から東の太平洋に向かって傾斜した台地からなり、その台地の南に十和田湖を源流とする奥入瀬川が流れ、太平洋に注いでいます。

◆本地域の位置



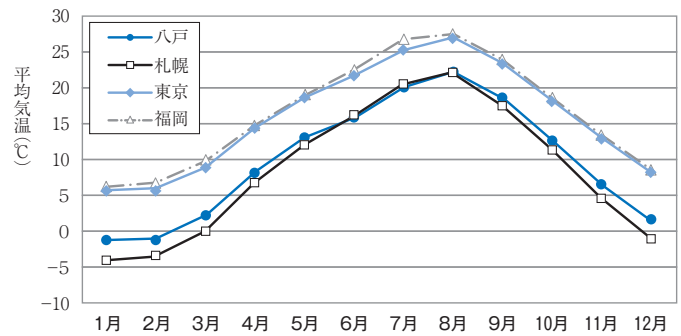
2 気候

本地域の気候は、夏には偏東風(ヤマセ)と呼ばれる太平洋からの冷たい風が吹き、冬には気温は低いものの降雪量は少なく、青森県内でも最も雪が少ない地域となっています。

昭和46年から平成12年までの実績を見ると、本地域の南に隣接する八戸市の月平均気温は年平均で10.0度と札幌市の8.5度よりわずかに高い状況です。日照時間は通年で東京、福岡より長く、降水量は東京、福岡より少なくなっています。

◆月別平均気温の比較(八戸、札幌、東京、福岡)

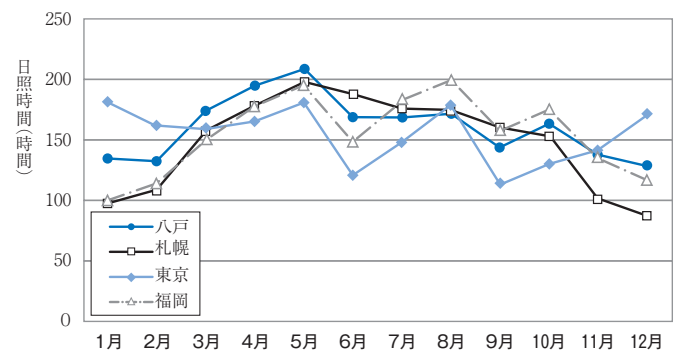
	八戸	札幌	東京	福岡
1月	-1.2	-4.1	5.8	6.4
2月	-0.9	-3.5	6.1	6.9
3月	2.3	0.1	8.9	9.9
4月	8.3	6.7	14.4	14.8
5月	13.1	12.1	18.7	19.1
6月	16.1	16.3	21.8	22.6
7月	20.2	20.5	25.4	26.9
8月	22.3	22.0	27.1	27.6
9月	18.6	17.6	23.5	23.9
10月	12.7	11.3	18.2	18.7
11月	6.6	4.6	13.0	13.4
12月	1.6	-1.0	8.4	8.7
年平均	10.0	8.5	15.9	16.6



資料) 気象庁ホームページ

◆月別日照時間の比較(八戸、札幌、東京、福岡)

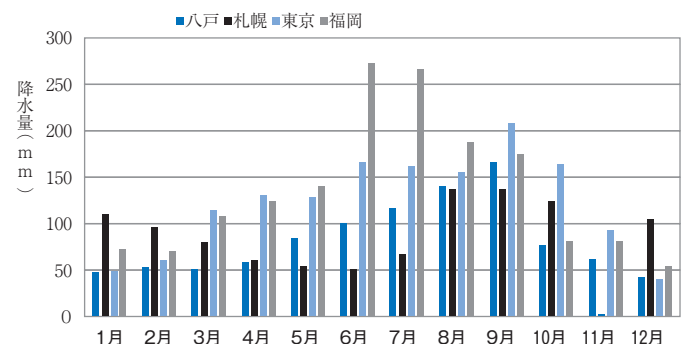
	八戸	札幌	東京	福岡
1月	135	97	181	100
2月	132	109	161	114
3月	174	157	159	150
4月	194	178	165	177
5月	208	197	181	195
6月	169	187	120	148
7月	169	176	148	183
8月	173	174	178	199
9月	144	160	113	158
10月	163	153	130	175
11月	137	100	141	133
12月	128	87	171	117
年平均	1,925	1,775	1,847	1,849



資料) 気象庁ホームページ

◆月別降水量の比較(八戸、札幌、東京、福岡)

	八戸	札幌	東京	福岡
1月	48.2	110.7	48.6	72.1
2月	52.7	95.7	60.2	71.2
3月	51.6	80.1	114.5	108.7
4月	58.9	60.9	130.3	125.2
5月	84.7	55.1	128.0	138.9
6月	99.2	51.4	164.9	272.1
7月	117.1	67.2	161.5	266.4
8月	139.8	137.3	155.1	187.6
9月	167.7	137.6	208.5	175.0
10月	77.0	124.1	163.1	80.9
11月	61.2	102.7	92.5	80.5
12月	41.7	104.8	39.6	53.8
年平均	999.7	1,127.6	1,466.7	1,632.3



資料) 気象庁ホームページ

3 面積

本地域の合計面積は約71.8 k m² (平成26年10月1日より71.96 k m²に変更) で、構成比は百石町が約3割、下田町は約7割となっています。

本地域の地目別面積は、田が25.93%と最も多く、畑の23.85%と合わせると、農地面積が全体の約半数となります。また、山林が19.83%と1/5を占めており、緑に恵まれた地域であることがうかがえます。なお、宅地面積は11.46%と1割程度となっています。

◆面積構成

	面積 (km ²)	構成比 (%)
百石町	21.4	29.81%
下田町	50.4	70.19%
計	71.8	100.00%

◆地目別面積

単位(km²)

	田	畑	宅地	山林	原野 牧場	雑種地 その他	総面積
2町計	18.64	17.14	8.24	14.25	2.20	11.41	71.88
構成比	25.93%	23.85%	11.46%	19.83%	3.06%	15.87%	100.00%

資料)各町統計資料(H23)

4 人口・世帯

本地域の人口は昭和55年以降の25年間で増加傾向が続いています。下田町は特に増加傾向が強く、平成17年では14,171人となっています。また、百石町は昭和60年から平成2年にかけて減少しましたが、平成12年には1万人を超えています。

年齢階層別人口は近年の全国的な少子高齢化の進行と同様、老年人口が増加し続けています。世帯数は人口の増減の影響をほとんど受けずに増加を続けています。反対に世帯当たり人数は減少を続け、昭和55年から平成27年までに1.11人減少しています。

◆人口・世帯数の推移

百石町

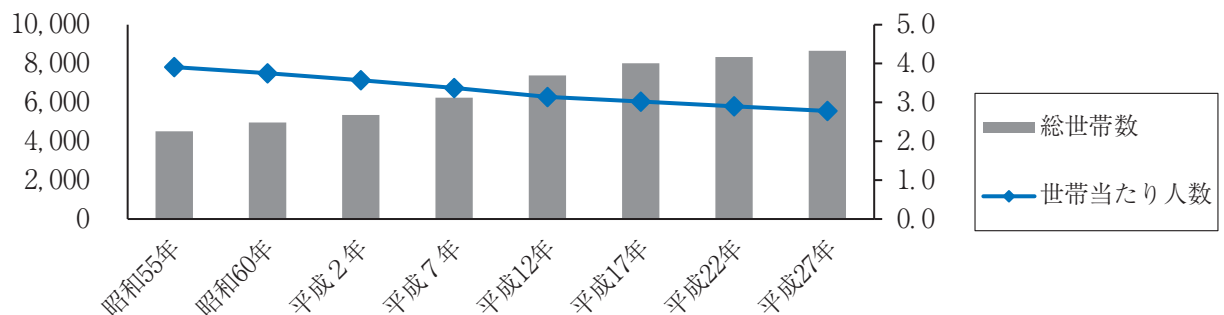
		国勢調査					
		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総人口		9,397	9,742	9,568	9,931	10,109	10,001
人	0～14歳	2,408	2,278	1,961	1,797	1,671	1,498
	15～64歳	6,101	6,415	6,321	6,622	6,609	6,393
	65歳以上	888	1,049	1,286	1,512	1,829	2,110
%	0～14歳	25.63%	13.38%	20.50%	18.09%	16.53%	14.98%
	15～64歳	64.92%	65.85%	66.06%	66.68%	65.38%	63.92%
	65歳以上	9.45%	10.77%	13.44%	15.23%	18.09%	21.10%
総世帯数		2,394	2,580	2,650	2,952	3,168	3,244
世帯当たり人口		3.93	3.78	3.61	3.36	3.19	3.08

下田町

		国勢調査					
		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総人口		8,240	8,890	9,552	11,100	13,111	14,171
人	0～14歳	1,999	2,068	1,974	2,227	2,522	2,628
	15～64歳	5,571	5,925	6,372	7,328	8,641	9,181
	65歳以上	670	897	1,206	1,545	1,948	2,362
%	0～14歳	24.26%	23.26%	20.67%	20.06%	19.24%	18.54%
	15～64歳	67.61%	66.65%	66.71%	66.02%	65.91%	64.79%
	65歳以上	8.13%	10.09%	12.63%	13.92%	14.86%	16.67%
総世帯数		2,116	2,387	2,704	3,292	4,220	4,765
世帯当たり人口		3.86	3.72	3.53	3.37	3.11	2.97

2町計

		国勢調査							
		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口		17,637	18,632	19,120	21,031	23,220	24,172	24,211	24,222
人	0～14歳	4,407	4,346	3,935	4,024	4,193	4,126	3,811	3,438
	15～64歳	11,672	12,340	12,693	13,950	15,250	15,574	15,307	14,755
	65歳以上	1,558	1,946	2,492	3,057	3,777	4,472	5,055	5,984
	不詳							38	45
%	0～14歳	24.99%	23.33%	20.58%	19.33%	18.06%	17.07%	15.74%	14.22%
	15～64歳	66.18%	66.23%	66.39%	66.33%	65.68%	64.43%	63.22%	61.03%
	65歳以上	8.83%	10.44%	13.03%	14.54%	16.27%	18.50%	20.88%	24.75%
	不詳							0.16%	0.19%
総世帯数		4,150	4,967	5,354	6,244	7,388	8,009	8,330	8,658
世帯当たり人口		3.91	3.75	3.57	3.37	3.14	3.02	2.90	2.80



資料) 国勢調査(10月1日現在)

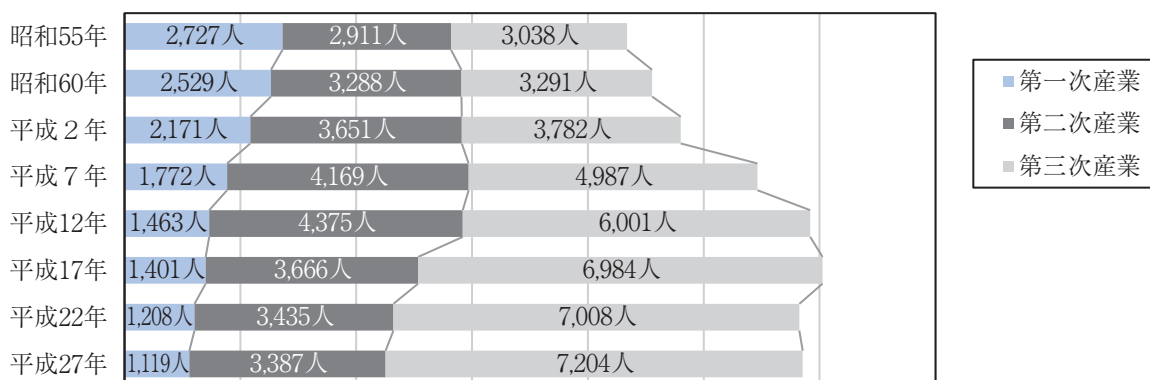
5 就業者人口

本地域の平成27年の就業者人口は第3次産業就業者が61.52%と6割以上に上り、次いで第2次産業就業者が28.92%、第1次産業就業者が9.56%と第3次産業に重心がある就業構造となっています。

本地域の就業者人口の推移をみると、昭和55年時点ではどの産業もほぼ同数でした。昭和55年から平成27年までに、第1次産業就業者数が5割以下、第2次産業就業者数は約1.2倍、第3次産業就業者は約2.4倍と産業によって人口の増減が見られます。

◆就業者人口の推移

		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
第1次産業	人数	2,727	2,529	2,171	1,772	1,463	1,401	1,208	1,119
	構成比	31.42%	27.75%	22.60%	16.20%	12.36%	11.59%	10.2%	9.56%
第2次産業	人数	2,911	3,288	3,651	4,169	4,375	3,666	3,435	3,387
	構成比	33.54%	36.08%	38.01%	38.11%	36.95%	30.32%	29.01%	28.92%
第3次産業	人数	3,038	3,291	3,782	4,987	6,001	6,984	7,008	7,204
	構成比	35.00%	36.11%	39.37%	45.59%	50.68%	57.76%	59.21%	61.52%
2町計	人数	8,679	9,114	9,606	10,940	11,840	12,091	11,838	12,060
	構成比	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%



資料)国勢調査

6 産業

①農業

本地域の農業生産は米と野菜などを中心として発展しています。特産品には百石町のおっばいいちご、キャベツ、下田町のながいも、にんじんなどがあります。これらの特産品をもとに、いちごジャム、キャベツラーメン、にんじんジャム、にんじんポタージュなどの農産加工品の製造や農産物の直売所での販売、農協による生協との取引など、農業に付随した多様な取組みが行われています。

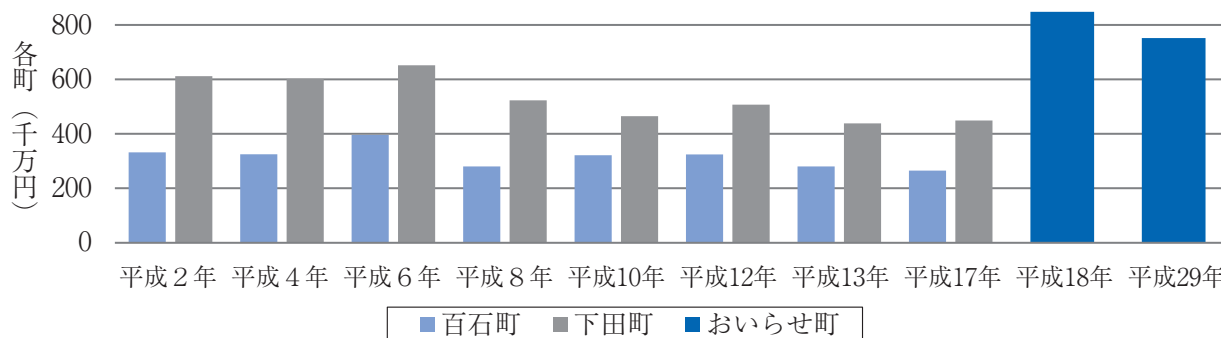
農業粗生産額をみると、平成17年の2町合計金額は約71億4千万円であり、下田町が62.9%、百石町が37.1%となっています。

◆農業粗生産額の推移

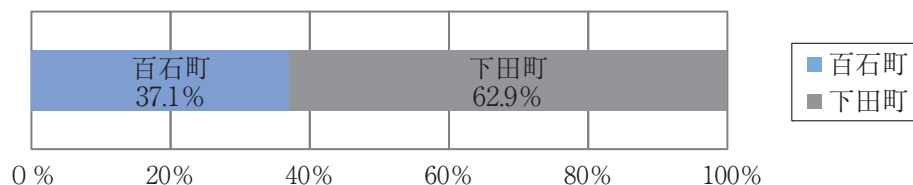
(千万円)

	平成2年	平成4年	平成6年	平成8年	平成10年	平成12年	平成13年	平成17年	平成18年	平成29年
百石町	332	325	396	280	321	324	280	265	848	752
下田町	612	602	652	523	465	507	438	449		
2町計	944	927	1,048	803	786	831	718	714		

※注意：平成18年以降の数値は「農業産出額」を使用している



◆農業粗生産額の町別構成(平成17年)



資料)「平成17年生産農業所得統計」農林水産省

②水産業

本地域の水産業については、太平洋に面した奥入瀬川河口に百石漁港があり、主な産物として鮭、ホッキ貝、かれい、ひらめがあります。

◆百石町の漁業の状況(平成15年)

計	漁業世帯数		漁船隻数(隻)			動力船 トン数 (t)
	個人漁業 経営体	漁業従事 者世帯	無動力船	船外機付船	動力船	
89	32	57	5	2	32	166

資料)「第11次漁業センサス」農林水産省

◆漁業の状況(平成30年)

漁業経営体数	漁業就業者数	漁船隻数(隻)			動力船 トン数 (t)
		無動力船	船外機付船	動力船	
33	42	-	4	37	188.0

資料)「2018年漁業センサス」農林水産省

③工業

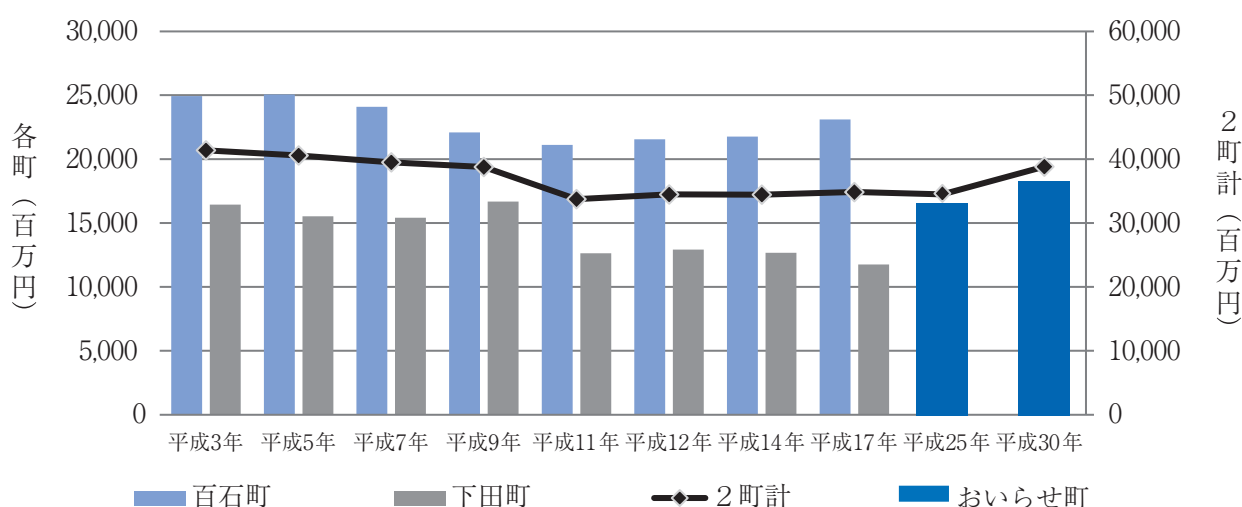
本地域の平成30年の製造品出荷額等は約388億2千万円となっています。

各町の推移をみると、百石町は平成11年までは減少傾向にありましたが、平成12年以降は増加に転じています。下田町は150億円から160億円の範囲で推移してきましたが、平成11年以降は110億円から120億円台に減少しています。

◆製造品出荷額等の推移

(百万円)

	平成3年	平成5年	平成7年	平成9年	平成11年	平成12年	平成14年	平成17年	平成25年	平成30年
百石町	24,932	25,050	24,085	22,088	21,115	21,555	21,765	23,106		
下田町	16,442	15,525	15,414	16,677	12,633	12,917	12,673	11,751	34,489	38,815
2町計	41,374	40,575	39,499	38,765	33,748	34,472	34,438	34,857		



資料)「工業統計表」経済産業省

本地域の企業誘致の状況を見ると、百石町では百石工業団地を有しており、昭和60年代に企業誘致を進めて食料品製造業、建設用鉄骨加工業及び建設機械のリース業などが中心的な業種となっています。

下田町では特定の工業団地はありませんが、昭和40～50年代を中心に積極的に企業誘致に努め、その立地企業はコンクリート製品製造業、食料品製造業及び紙パルプ製品製造業など多種に及んでいます。

④商業

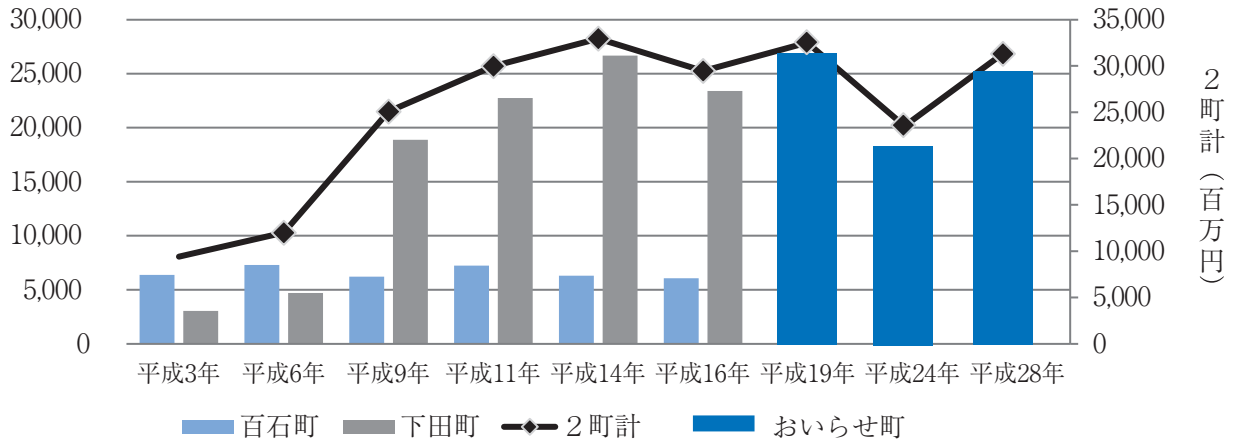
本地域の商業については、平成28年の小売販売額をみると約313億6百万円となっています。特に下田町の小売販売額は平成9年に大幅に増加しています。これはイオン下田ショッピングセンターが第二みちのく有料道路の下田百石IC付近に進出し、交通の利便性などから地元、自県にとどまらず他県からの買い物客を集客していることによるものと考えられます。

◆小売販売額の推移

(百万円)

	平成3年	平成6年	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年	平成24年	平成28年
百石町	6,376	7,288	6,206	7,237	6,296	6,068			
下田町	3,038	4,705	18,873	22,745	26,667	23,393	32,514	23,506	31,306
2町計	9,414	11,993	25,079	29,982	32,963	29,461			

◆小売販売額の町別構成



資料)「商業統計表・経済センサス」経済産業省

⑤観光・レクリエーション

本地域への観光客の入り込み人数をみると、平成14年度では年間約39万人の観光客が訪れています。また、2町のイベント開催状況は下表のとおりです。

◆観光客入り込み数(平成14年度)

単位：人

	観光客数
百石町	135,154
下田町	253,023
2町計	388,177

資料)各町総合計画

	イベント開催状況	
百石町	うそ八百・ほらふき大会	百石えんぶり
	ももいし砂浜まつり	日本一自由の女神まつり(ももいし春まつり)
	全国将棋まつり	MOMOフェスタ
	百石祭り	
下田町	下田公園春まつり	ふれあい白鳥デー
	氣比神社まつり	しもだ鮭まつり
	下田まつり	

資料)各町調

第3章 主要指標の見通し

第1節 人口

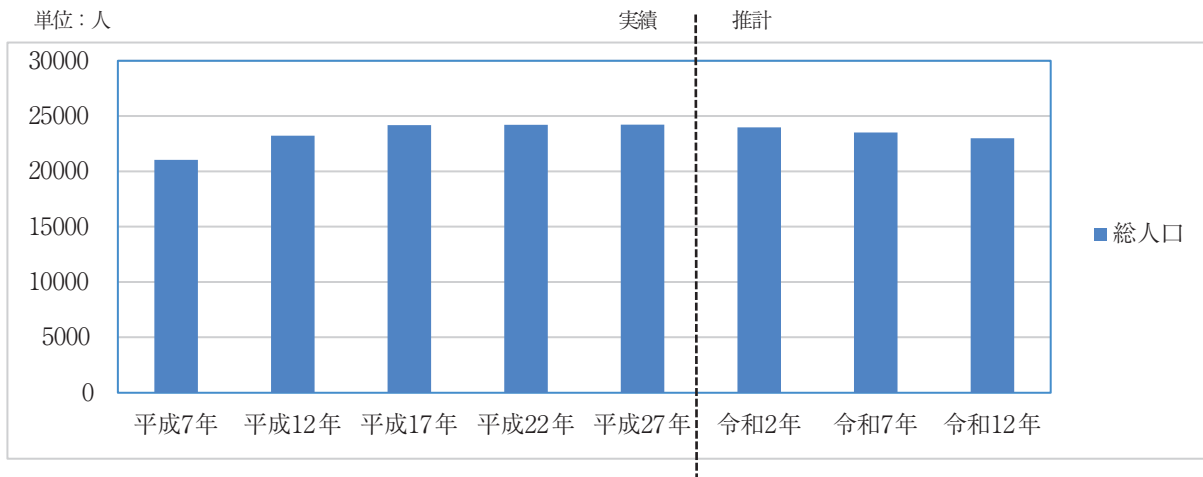
1 総人口

新町の将来人口は、平成7年から平成27年までの実績人口からコーホート要因法*に基づき推計人口を算出しました。

平成27年国勢調査時点での人口は24,222人ですが、その後は減少に転じると推計されます。

◆将来人口の推計

年 度	実績推移					将来設計		
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
総人口	21,031	23,220	24,172	24,211	24,222	23,975	23,511	22,992



資料)実績は国勢調査、推計はコーホート要因法による

上記の推計は過去の国勢調査を基にしたものであり、合併後の新町の施策を受けて推計以上の人口増加の可能性もあります。

2 年齢階層別人口

新町の将来人口を3区分の年齢階層別にみると、平成12年国勢調査の時点では、年少人口は18.1%で老年人口の16.3%を上回っていましたが、令和12年には老年人口が33.1%に上昇し、反対に年少人口は11.7%に下降するものと推計され、今後ますます高齢化が進行するものと考えられます。

生産年齢人口は平成12年時点では65.7%となっていたのですが、令和12年には55.3%になると推計されます。

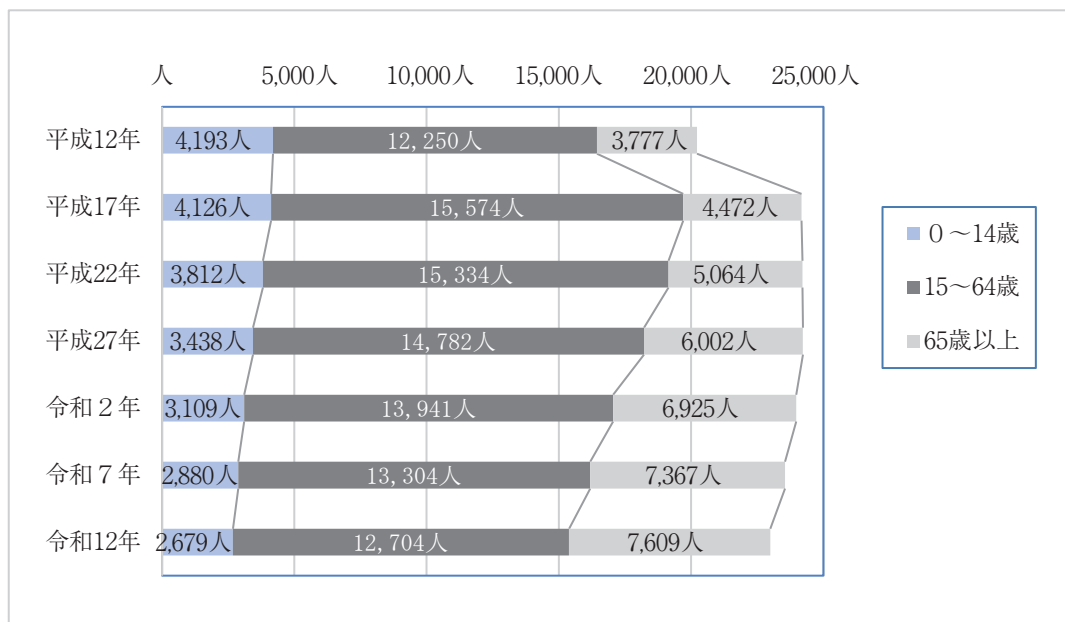
* コーホート要因法：

年齢階層別男女別人口を、地域の人口の将来自然増減要因(出生、死亡)と将来社会増減要因(転入・転出)とに分けて推計する方法。

◆年齢階層別人口の推計

	平成12年			平成17年			平成22年			平成27年		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
0～14歳	4,193	2,175	2,018	4,126	2,121	2,005	3,812	1,908	1,904	3,438	1,758	1,680
	18.1%	19.3%	16.9%	17.1%	18.2%	16.0%	15.7%	16.5%	15.1%	14.2%	15.2%	13.3%
15～64歳	12,250	7,591	7,659	15,574	7,650	7,924	15,334	7,554	7,780	14,782	7,252	7,530
	65.7%	67.2%	64.2%	64.4%	65.8%	63.2%	63.3%	65.3%	61.5%	61.0%	62.7%	59.5%
65歳以上	3,777	1,528	2,249	4,472	1,855	2,617	5,064	2,100	2,964	6,002	2,555	3,477
	16.3%	13.5%	18.9%	18.5%	16.0%	20.9%	20.9%	18.2%	23.4%	24.8%	22.1%	27.5%
総数	23,220	11,294	11,926	24,172	11,626	12,546	24,211	11,562	12,649	24,222	11,565	12,657
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

	令和2年			令和7年			令和12年		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
0～14歳	3,109	1,598	1,511	2,880	1,497	1,383	2,679	1,390	1,289
	13.0%	14.0%	12.0%	12.2%	13.4%	11.2%	11.7%	12.7%	10.7%
15～64歳	13,941	6,827	7,114	13,304	6,530	6,774	12,704	6,283	6,421
	58.1%	59.7%	56.7%	56.5%	58.3%	54.9%	55.3%	57.5%	53.2%
65歳以上	6,925	3,003	3,922	7,367	3,179	4,188	7,609	3,246	4,363
	28.9%	26.3%	31.3%	31.3%	28.4%	33.9%	33.1%	29.7%	36.1%
総数	23,975	11,428	12,547	23,551	11,206	12,345	22,992	10,919	12,073
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



資料)実績は国勢調査、推計はコーホート要因法による

第2節 世帯数

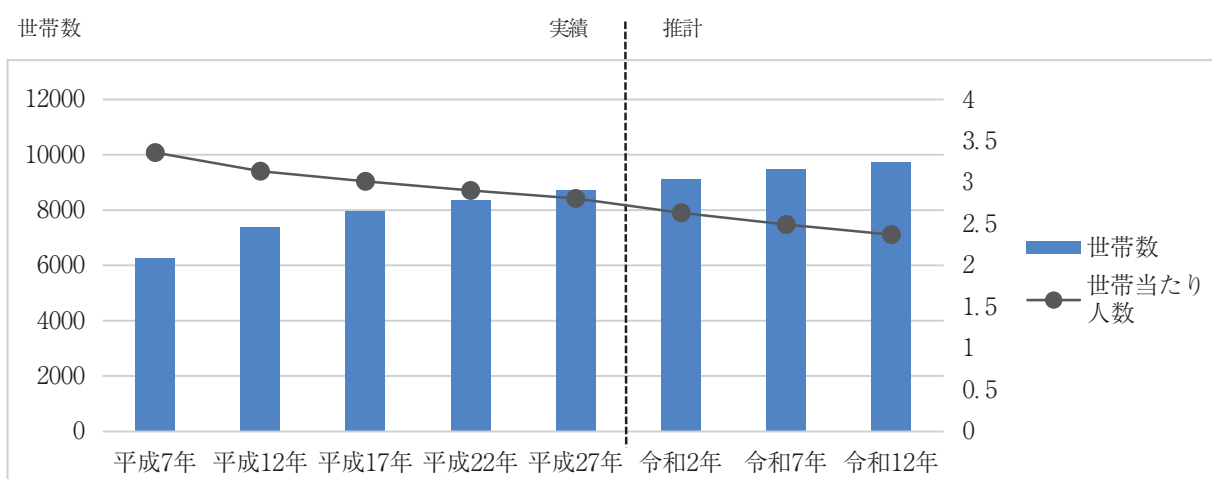
新町の将来世帯数は、平成12年から平成27年の国勢調査の世帯当たり人数をもとに、将来の世帯当たり人数を一次回帰式*により算出し、前述の将来人口から算出しています。

世帯当たり人数は平成27年時点では2.80人ですが、令和12年には2.36人に減少することが予想されます。

また、世帯数は平成12年時点で7,388世帯であったものが、令和12年には9,759世帯と大きく増加することが予想されます。

◆世帯数、世帯当たり人口の推計

	実績推移					将来設計		
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
総人口	21,031	23,220	24,172	24,211	24,222	23,975	23,511	22,992
世帯数	6,244	7,388	8,009	8,330	8,658	9,109	9,427	9,759
世帯当たり人数	3.37	3.14	3.02	2.91	2.80	2.63	2.49	2.36



資料)実績は国勢調査、推計は一次回帰式による

* 一次回帰式：

過去の人口データを基に、近似値に適合する直線を求め、その直線を将来に当てはめて推計値を求める方法。

第4章 新町建設計画の基本方針

第1節 新町の将来像

本地域は、十和田湖と太平洋を結ぶ奥入瀬川の流域に位置し、水と緑に囲まれた自然豊かな地域です。地域の母なる川、奥入瀬川は生命の源であり、住民との深いかかわりのもとにこれまでも本地域の歴史や文化を育んできました。

本地域の合併による「新しいまちづくり」は歴史的・文化的にもつながりの深い2町が合併して1つの自治体になるということだけではありません。

本地域のもつ奥入瀬川の清流、緑に覆われた大地、変化に富む海岸線など自然との共生を大切にしながら、一生涯健やかに暮らすことのできる福祉の向上や地域の豊かな文化づくり、産業の活性化や快適な生活基盤の整備を図るなど、豊かな自然環境の中で住み続けることのできるまちをつくるのが重要であると考えます。

全国に発信できるブランドとしての「奥入瀬」をキーワードとして、地域の個性を活かし、積極的に全国に向けて発信していく新しい自治体を「住民と行政との協働」に基づいて築きあげ、2町のもつ地域資源を活かしながら、持続的に発展していく地域づくりを目指していきます。

このような観点から、新町の将来像を以下のとおり定めます。

奥入瀬の清流にはぐくまれた田園定住都市

新町の将来像を実現するために、新町建設のための基本方針6項目を以下のとおり設定します。

新町建設のための基本方針

- ① 自然や田園と調和したまち
- ② 住み続けたいふれあいのまち
- ③ 地域に根ざした産業が活力を支えるまち
- ④ 奥入瀬の文化が香るまち
- ⑤ 利便性の高い快適に暮らすことができるまち
- ⑥ 住民と行政の協働のまち

平成31年に策定された第2次おいらせ町総合計画において新たに掲げた将来像

子どものびのび 大人いきいき ともにつくる おいらせ町

第2節 新町建設の基本方針

新町建設のための6項目の基本方針を下記のとおり設定します。

①自然や田園と調和したまち

本地域は気候、地形、交通などの居住地としての条件が非常に良く、現在でも土地の需要は非常に高い状況にあります。

合併後は、百石の海岸線、2町の豊かな田園風景、奥入瀬川一帯の景観等を保全しながら、ショッピングセンター等都市的ゾーンの整備、各町の宅地開発等との整合性のとれた開発を進め、ゆとりある生活のできるまち、豊かな自然と触れあえるまちをつくっていきます。

そのためには、新町の一体的な土地利用計画を策定し、基盤整備状況や周囲の環境を考慮しながら『**地域の状況に適合するバランスのとれた土地利用**』を目指します。

②住み続けたいふれあいのまち

少子高齢化社会が進行する中で、全ての人々が生涯にわたり健康で安心した生活を送ることができ環境づくりが求められています。より多様化が見込まれる保健・医療・福祉へのニーズに対応していくために、行政としての対応と併せて、民間事業者や地域のコミュニティの中での相互扶助やボランティア、NPOなどさまざまな主体が関わる新しい形のネットワークの形成が求められています。

そのためには、乳幼児から高齢者まで、全ての人々が共に生きる社会の形成を図るなど『**住民一人ひとりのための充実した保健・医療・福祉**』を目指します。

③地域に根ざした産業が活力を支えるまち

本地域は農業を中心に工業、商業、観光などの各種産業が根付いていますが、産業構造の変動や景気の低迷により厳しい状況が続いています。

農業については、百石町のいちごやキャベツ、下田町のながいもやにんじんなどは地域の特産品です。土地利用の上でも、農業は非常に重要な位置を占めており、農業の活性化は地域振興の基盤となります。

漁業については、現在の規模は小さいものの百石町においてホッキ貝等が地域の特産として位置付けられ、地域の大きな財産となっています。百石漁港と関連施設は現在整備中であり、今後はさらなる発展も期待されます。

これらの一次産品は、地域からの「物」の発信基盤となります。

工業については、全国的な製造業の空洞化の中で厳しい状況が続くと考えられます。企業誘致も困難な状況ですが、新幹線の延伸や高速道路のインターチェンジの効果を活かした新しい展開を目指していきます。

商業については、下田町のショッピングセンターが圏域の大きな購買力を吸引していますが、広域的なポテンシャルの獲得を図ることが可能となると考えられます。また、地域の商店街についても地域住民の生活利便性の向上や交流・情報交換の場として活性化を図っていく必要があります。

観光・レクリエーションについては、自然や農林水産業、伝統的文化を生かしながら本地域ならではのイベント等を推進していきます。

合併後は、新たな産業の創出や、これまで本地域において続いてきた産業それぞれについて新たな特産品の開発を図るなど、全国的に発信できる「奥入瀬」のキーワードを活かした『**新しいブランドを主軸とした地域産業**』を目指します。

④奥入瀬の文化が香るまち

本地域にはさまざまな伝統芸能や文化財などが豊かに息付いています。また、住民による多様な文化・芸術、スポーツ活動への取り組みや国内外各地との交流文化も盛んに行われています。こうした伝統文化に根ざす活動や資源、人々が生活を楽しむための活動は、それ自体が新しいまちの大きな「資産」であり、地域の個性を創っていく原動力ともなっています。

合併後は、これらの文化・芸術、スポーツ活動や幅広い文化交流を積極的に支援し、学校教育の中での取り組みなども通じて、新しい“奥入瀬の文化”づくりを推進します。

そのために、各地に散在している伝統芸能や埋蔵文化財など地域の歴史に根付いた財産の継承を図ります。また、児童生徒一人ひとりに適した学校教育の充実や、住民を主体とする地域間交流、国際交流活動の積極的な展開を図り、『**地域の伝統・文化を継承する教育・文化活動**』を目指します。

⑤利便性の高い快適に暮らすことができるまち

本地域は国県道、鉄道、高速道路が整備され、近隣の三沢市、八戸市を含めると空港や新幹線、港湾の利用が容易で交通条件に恵まれています。

また、現在2町で独自にバスの運行を行っていますが、公共交通の新しいあり方についても検討していく必要があります。さらに、下水道の整備や生活道路などの整備といった分野では、今まで以上に行政が大きな役割を担っていく必要があります。

併せて、高度情報化社会の到来を受けて、住民の情報活用能力の向上のための支援や、行政分野においても電子申請・電子入札をはじめ、各種の住民サービスシステム、業務システムの導入も必要となってきています。

合併後は、交通条件の更なる向上のために、町道の整備促進を図るとともに幹線道路の整備促進を関係機関に対して要請します。さらに、住民生活に必要な生活道路や上下水道などの都市基盤の整備促進を図ります。

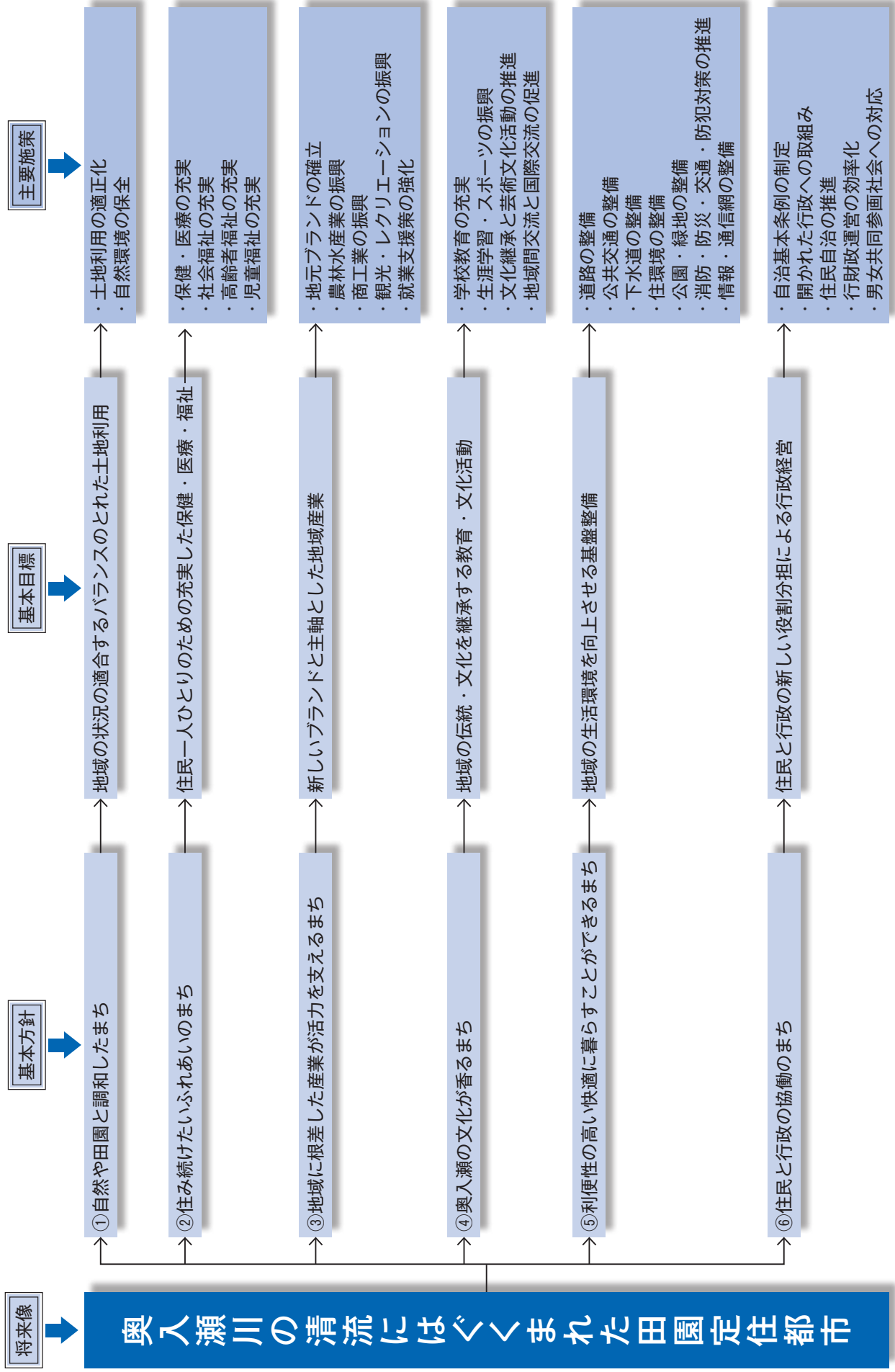
また、情報化への積極的対応を図っていくと共に、住民の間の情報格差を少なくするための対策を進めるなど『**地域の生活環境を向上させる基盤整備**』を目指します。

⑥住民と行政の協働のまち

社会経済状況の変化により住民のニーズは多様化・高度化してきています。地域の特性や時代の変化に対応したまちづくりを進めていくためには、住民と行政が地域の課題解決へ向けて共に手を携えて進めていかななくてはなりません。また、これらを支える自立した財政基盤の構築が重要となってきています。

そのためには、今後策定される「自治基本条例」を基に、新町域内の住民自治組織の強化を図り、活動を支援する行政体制の整備に努め、住民との新たな関係を構築し、情報公開を進めるなど『**住民と行政の新しい役割分担による行政経営**』を目指します。

第3節 施設の体系図

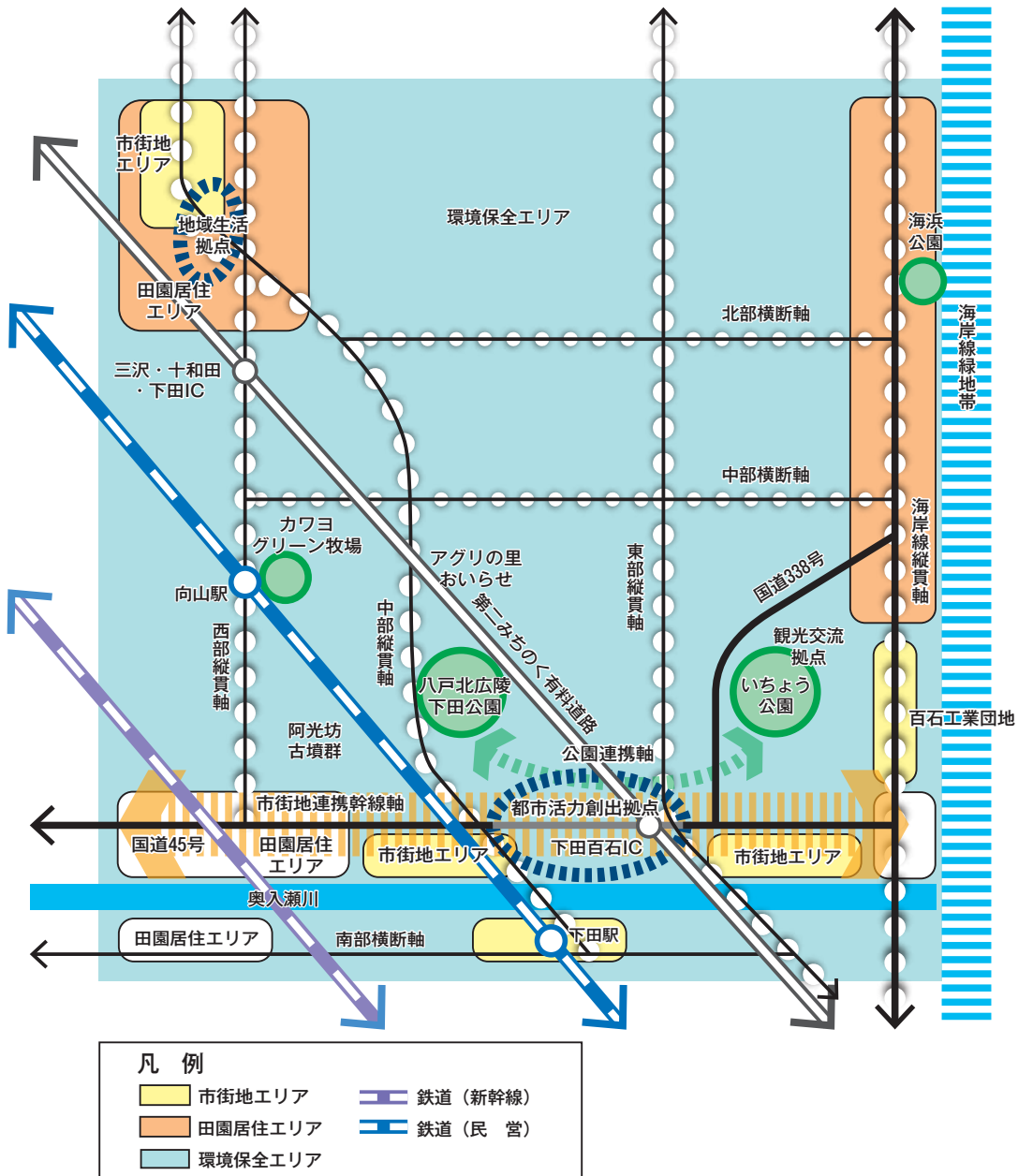


第4節 土地利用方針

本地域の土地利用は以下の考え方に基づいて設定します。

- 宅地については、バランスの取れた宅地化の促進と既存集落地の保全を図ります。
- その他の地域は適正な土地利用へ向けての規制・誘導を基本とします。

◆土地利用方針図



なお、合併後の土地利用は、国土利用計画(市町村計画)を策定し、さらに新町の都市計画や農業振興計画の策定による土地利用の規制・誘導を図るものとします。

第5節 地域別整備の方針

将来の土地利用について、地域別の土地利用方針を以下のとおり設定します。

1 地域別整備方針

(1) エリア区分

ア 市街地エリア

現在用途地域が指定されている地域をはじめ、既に一定の基盤整備が行われた地域、さらに今後計画的な基盤整備を実施する地域については、「市街地エリア」と位置づけ、適正な土地利用の規制・誘導及び都市基盤施設の充実により良好な都市環境の形成を目指します。

イ 田園居住エリア

既成市街地及び既存集落等については、「田園居住エリア」と位置づけ、集落内で日常的な買い物ができるよう一定規模の商業施設を許容しつつ、周辺の環境と調和するゆとりある居住環境の保全及び形成に努めます。田園居住エリアについては、農地・緑地や既存集落を保全するエリアと、宅地化を促進するエリアを適切に区分し、居住環境や自然環境の維持・保全、または健全な開発の誘導に努めます。

ウ 環境保全エリア

市街地及び既存集落の周囲に広がる良好な農地や林地等は、景観や自然環境に配慮し積極的な保全を図ります。太平洋沿岸を南北に伸びる保安林や、奥入瀬川の両岸の緑地帯については、良好な自然環境や景観の保全を図ります。

(2) 拠点配置

ア 都市活力創出拠点

国道45号及び県道百石下田線と奥入瀬川に挟まれ、百石小学校区、木内々小学校区の中心市街地及び下田百石ICを中心とする地域に「都市活力創出拠点」を形成し、町全体をサービス圏とする商業、医療、福祉等の都市機能を効率的に配置するとともに、これら都市機能を徒歩や自転車等で利用できる範囲において居住や産業の集約化を目指します。津波や土砂災害の危険性が低い都市活力創出拠点に町の主要施設や産業施設の集積を誘導することにより、災害が発生しても迅速な復旧・復興が可能なまちづくりを目指します。

イ 地域生活拠点

既に多くの人口が居住し、今後も新たな定住人口の受け皿としていく木ノ下小学校区において「地域生活拠点」を形成し、各種都市機能の集積・集約を通じて周辺住民の生活利便性の向上を図ります。

ウ 観光交流拠点

清流奥入瀬川、白鳥の飛来する八戸北丘陵下田公園、優れた自然環境を有するいちょう公園、町の歴史文化資源である阿光坊古墳群などにおいて、新たな「観光交流拠点」を形成し、町内外からの観光交流人口の増大、地域づくりに携わる人材の交流・育成を目指します。

2 道路の位置付け

ア 市街地連携幹線軸

下田百石 I C に接続し、産業や流通及び観光の玄関口の機能を有する国道45号及び一般県道百石下田線を「市街地連携幹線軸」と設定し、町の南部の市街地の骨格を形成するとともに、I C 周辺の大規模商業施設、百石工業団地及び百石漁港を結ぶ広域的な幹線道路として位置づけます。

〔縦貫軸〕

イ 海岸線縦貫軸

八戸市と三沢市を結ぶ広域的な幹線道路である国道338号の沿岸部と主要地方道八戸百石線を「海岸線縦貫軸」と設定し、沿岸の既存集落、百石漁港、百石工業団地、百石海岸を結ぶ産業、観光路線として位置づけます。

ウ 東部縦貫軸

八戸市から下田百石 I C を経て三沢市を結ぶ町道中野平・三沢線を「東部縦貫軸」と設定し、町の南北を結ぶ幹線道路として位置づけます。

エ 中部縦貫軸

八戸市と三沢市等の近隣市町村を南北方向に結ぶ主要な道路である主要地方道八戸野辺地線と主要地方道三沢十和田線を「中部縦貫軸」と設定し、町の南部・北部の市街地エリア間及び下田駅を結ぶ幹線道路として位置づけます。

オ 西部縦貫軸

町道北ノ平線と豊原線から主要地方道三沢十和田線に至る町道を「西部縦貫軸」と設定し、町の南部・北部の市街地エリア間及び向山駅を結ぶ連絡道路として位置づけます。

〔横断軸〕

カ 北部横断軸

町道木ノ下・二川目線を「北部横断軸」と設定し、木ノ下小学校区の市街地及び既存集落間の一体性を確保するための連絡道路として位置づけます。

キ 中部横断軸

一川目から向平、豊栄を經由して豊原に至る町道豊原・豊栄線を「中部横断軸」と設定し、町中部の既存集落間を結ぶ生活道路として位置づけます。

ク 南部横断軸

八戸市と六戸町等の近隣市町村を東西方向に結ぶ主要な道路である一般県道柳町下田停車場線と一般県道市川下田停車場線を「南部横断軸」と設定し、奥入瀬川南岸の既存集落、農地と下田駅を結ぶ生活道路として位置づけます。

第5章 新町の施策

第1節 自然や田園と調和したまち

新町が“田園定住都市”として成長発展していくための土地利用施策の方向性を定めます。その中で、計画的な土地利用や規制の方針を示し、都市的な土地利用を進めるだけでなく、各地に広がる水や緑を守り、育て、地域の豊かな自然環境の創造を進めていくなど、土地利用の適正化を図ります。

これらの取組みによって、基本目標に掲げる「地域の状況に適合するバランスのとれた土地利用」の実現を目指します。

①土地利用の適正化

海岸、市街地、田園、河川、山林等、多様な表情を持つ新町の土地利用における基本方針となる「土地利用計画」を策定し、生活環境を整備するエリア、新しく開発するエリア、環境を保全するエリア等、地域の自然環境や社会資源の利活用を含めた適正な土地利用を推進します。また、新町を一体とした新たな「都市計画マスタープラン」を策定します。

この両計画に基づき、良好な定住環境や活発な産業振興等、持続的な発展の基盤となる秩序ある開発を推進します。

②自然環境の保全

森林や奥入瀬川をはじめとした自然環境と調和したまちづくりを進めるための基本となる「環境保護条例」を制定します。それに基づいて環境を守り育てる取組みを定めた「環境基本計画」や、都市緑化の方針となる「緑の基本計画」を策定し、住民・事業者・行政の3者協働のもとに総合的・重層的な取組みを推進することで、将来にわたって持続可能な環境を保つ社会を目指します。

この両計画の連携に基づき、住民一人ひとりがあらゆる場面で環境への影響に配慮した行動がとれる環境意識を醸成するとともに、森林や田園風景の保全、計画的な都市公園の配置を進め、環境保全と都市緑化の調和による水と緑に囲まれたアメニティ*都市を形成します。

また、廃棄物の不法投棄についても、指導・監視体制の強化を図るとともに、近隣自治体や地域住民の協力のもと、早期の根絶に努めます。

* アメニティ：
建物・風景など住環境の快適性

【主要施策】

施策名	施策概要・主要事業
土地利用の適正化	土地利用計画の策定 都市計画マスタープランの策定
自然環境の保全	環境保護条例の制定 環境基本計画の策定 緑の基本計画の策定 田園風景の保全 不法投棄の根絶

第2節 住み続けたいふれあいのまち

住民が健康で健全な生活を送るために、行政機関だけではなく関連団体やボランティア等が連携を取り合い、必要な人が必要な時に保健・医療・福祉サービスを受けられるよう地域が丸となって助け合う社会を構築します。

これらの取組みによって、基本目標に掲げる「住民一人ひとりのための充実した保健・医療・福祉」の実現を目指します。

①保健・医療の充実

住民の全てが生涯にわたり健康な暮らしができるよう、健康診査や健康相談などの保健事業の充実を図り、「自分の健康は自分でつくる」意識を向上させ健康増進につなげます。

医療体制については、地域医療の核となる公立医療施設を運営するとともに、整備について検討し、病診連携*による疾病の早期発見・早期対処を図るとともに、適切な医療提供を実現し、子どもからお年寄りまで安心して暮らすことのできる医療環境の向上に努めます。

また、利用者の視点に立った保健・医療・福祉サービスを適切に提供するために、新町の公立医療機関が主体となり、地域の保健・医療・福祉の包括ケアシステム*を新たに構築し、年齢や状態に応じた一体的な支援体制の拡充を図ります。

②社会福祉の充実

社会福祉協議会やボランティア、NPO*等が相互に連携をとり補充しながら、地域社会全体による支えあう福祉体制の強化を図ります。

障がい者にとって安心な生活環境づくりのために、物理的、精神的なバリアの解消や、だれにとっても利用しやすいユニバーサルデザイン*の導入、状況に応じた社会参加と交流の促進、保健・医療・福祉の生活支援サービスの充実を図ります。

これらのサービスをすべての地域で効果的に実践するために、福祉施設の充実を図っていきます。

* 病診連携：
「病院」と「診療所(医院)」が連携と役割を分担して、患者の診断・治療にあたること。

* 保健・医療・福祉の包括ケアシステム：
乳幼児からお年寄りまで、すべての住民が住みなれた地域で健やかに、生きがいをもって、安心した生活を送れるよう、関係機関が連携して保健・医療・福祉サービスを提供する仕組み。

* NPO：
民間非営利組織。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

* ユニバーサルデザイン：
製品、建物、環境をあらゆる人が利用できるように、はじめから考えてデザインするという概念

③高齢者福祉の充実

今後も増加が見込まれる高齢者については、シルバー人材センターやボランティアなどへの積極的な社会参加を促進し、地域の担い手として活躍する環境づくりを進めます。また、加齢に応じた心身の健康づくりを支援するため、保健・医療・福祉の各機関や社会福祉協議会、ボランティア、NPO等が相互に連携を図りながら、一人ひとりの状況に応じた適切な生活支援サービスを提供し、住み慣れた地域での自分らしい暮らしを応援します。

援護が必要な高齢者支援の中核を担う介護保険事業については、制度に基づいたサービスの質の向上と適正な事業運営に努め、高齢者が安心できる社会環境づくりを進めます。

④児童福祉の充実

国全体で早急に改善しなければならない課題である少子化問題への対策として、多様化する子育て支援の要望に応える児童福祉サービスの拡充をはじめ、父親の家事・育児参加の促進、事業者の両立支援制度*の着実な実施、家庭・学校・地域の連携による青少年の健全育成、多世代交流機会の創出など、地域全体が一体となって子育てがしやすい社会環境の整備を進めます。

また、保育所等の児童福祉施設については、行政だけでなく民間からの協力を得て、運営の効率化やサービスの質の向上を図ります。

【主要施策】

施策名	施策概要・主要事業
保健・医療の充実	健康づくりの推進 保健・医療・福祉の包括ケアシステムの構築 公立医療施設の運営・整備の検討 医療機器の整備
社会福祉の充実	地域社会全体による福祉体制の整備 障がい者福祉の充実 福祉施設の整備・充実
高齢者福祉の充実	高齢者への福祉の充実 介護保険事業の適正な運営
児童福祉の充実	次世代育成支援の充実 児童福祉施設運営の効率化

* 両立支援制度：
子どもを養育する労働者が利用できる仕事と育児の両立を支援する内容の制度。

第3節 地域に根ざした産業が活力を支えるまち

新町の活性化のために、既存の産業の振興だけではなく新しい産業の創出を図ります。特に、地域のシンボルである奥入瀬川を生かした地元ブランドの確立を図り、地域に根付いている農林水産業、商工業、観光業等をさらに発展させるための起爆剤とします。

また、各種の産業振興を受けて、地元雇用の拡大を図り、若者の雇用を促進します。

これらの取組みによって、基本目標に掲げる「新しいブランドを主軸とした地域産業」の実現を目指します。

①地元ブランドの確立

新町のシンボルである奥入瀬川の知名度と清い流れのイメージは全国に定着しています。新町の地域特産物や農産加工品などを地元ブランド「おいらせブランド」として確立し、他地域の生産物との差別化を図ります。また、トレーサビリティシステム*を構築し、積極的なPR活動を展開することにより、消費者から安全・安心の信用を獲得し商品力を高めます。

さらに、日本だけでなく世界を視野に入れた販路の拡大を目指します。

②農林水産業の振興

新町においても基幹産業となる農業の新しい基本方針として「農業振興計画」を策定し、行政と農家が一体となって生産振興、品質の向上、農用地集積等に取り組むとともに、農地や農道などの農業生産基盤の整備を図り、足腰の強い農業経営と農業所得の向上を目指します。水産業については、稚貝や稚魚の放流による水産資源の保全育成、漁港や関連施設などの水産基盤整備による利便性の向上を図ります。

産物を速やかに消費地へ流通させる効率的な流通体系を確立させるとともに、食育*の推進や新町内商店での販売、学校給食への活用等による地産地消*への取組みを図ります。また、誇りと意欲を持った経営感覚のある就業者の育成や新規就業希望者の受入体制の強化を図り、持続的な農業・水産業の振興に努めます。

さらに、地元農業・水産業や大学・研究機関、県畑作園芸試験場などと連携した「産・官・学」共同の研究プロジェクトを立ち上げ、そこから、バイオテクノロジー*や技術革新による農産物の品種改良、「魚を育てる」技術の開発等、世界市場を狙える品質とブランド力を持てる新たな特産物を創出する、「攻めの農業・攻めの水産業」を目指します。

* トレーサビリティシステム：
食品の安全を確保するために栽培・飼育から加工、製造、流通などの過程を明確にすること。

* 食育：
心身の健康の基本となる、食生活に関するさまざまな教育を行うこと。食べる物を選ぶ力、食べ方、調理法、味覚形成、食べ物の生育に関する知識や豊かな食生活の楽しみ方を覚える等の力をつけることを目指す。

* 地産地消：
地元の生産物を地元で消費すること。

* バイオテクノロジー：
生物を工学的見地から研究し、応用する技術。生物工学。

③商工業の振興

地元商店街の振興に向けて、各地域の消費動向の把握による小規模店舗の特性を生かした販売戦略、商店街のモール化や地域住民の交流や情報交換の場としての活用によるにぎわい空間の創出といった、地域に密着した商店街の活性化対策を事業主とともに検討します。

大型ショッピングセンター周辺地域については店舗の出店誘導等を推進し、大型ショッピングセンターとの一体的な商業地域を構成し、商店街全体としての拡大・発展を目指します。

八戸市・十和田市・三沢市の3市の中心に位置するとともに、高速道路のインターチェンジや新幹線八戸駅、八戸港、三沢空港という陸・海・空の広域玄関口の結節点に位置するという地理的な利便性を生かして、さらなる企業誘致を進めます。企業の進出に際して、地元雇用促進等の効果が見込める企業に対しては、融資等の優遇措置を受けられる制度を検討します。

④観光・レクリエーションの振興

地域に広がる森林、奥入瀬川周辺、太平洋岸でのグリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズム*といった“自然環境”を生かした観光とともに、新町内の祭りや伝統芸能、イベント、スポーツといった“地域文化”を生かした観光プログラムを開発し、新聞や雑誌、インターネット等の多様なメディアを最大限に活用しながら、新町外や県外からの参加者や観光客(交流人口)の増加を目指します。

各地の観光施設については、案内板や駐車場、特産物直売所等の整備を図り、観光プログラムと連携させながら、観光の持つ総合産業としての機能が地域に及ぼす効果を最大限に発揮させるように努めます。

⑤就業支援策の強化

農林水産業、商工業、観光・レクリエーション等の各種産業の振興により、直接的・間接的に新たな雇用の場を創出します。進出企業に対しては地元雇用を要請していきます。

さらに、就業機会の増加を機に、新町外や県外で就業している地元出身者のUターン*やJ・Iターン*の促進、居住環境や都市基盤整備を進め、働きやすい環境づくりを形成します。

* グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム：
都市住民が農山漁村に滞在し、地域の自然や文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。

* Uターン：
出身地を離れ他所に居住していた者が出身地に帰り定住すること。

* J・Iターン：
Jターン：出身地を離れ他所に居住していた者が出身地に近い場所に移住すること。
Iターン：出身地と異なる場所に移住すること。

【主要施策】

施策名	施策概要・主要事業
地元ブランドの確立	地元産品の『おいらせブランド』化の推進
農林水産業の振興	農業振興計画の策定 農林水産業の基盤・生産体制・流通体系の充実 「地産地消」の推進 「攻めの農業・水産業」の展開 後継者の育成・新規就農者の受入体制の確立
商工業の振興	地元商店街の振興 大型商業施設周辺への商業集積 企業誘致の推進 融資制度等の整備
観光・レクリエーションの振興	各種イベントの開催と広報の充実 イベントと観光スポットの連携 観光施設の整備
就業支援策の強化	地元産業の活性化による雇用促進

第4節 奥入瀬の文化が香るまち

地域の母なる川として生命の源となり、住民の生活に深くかかわりをもってきた奥入瀬川は、多くの歴史や文化を育んできました。これら歴史や文化を将来世代へ向けて残し伝えていかなければならないと考えます。

新町の将来を担う人材を育てるために、各年齢階層それぞれの段階に応じた学ぶ場の提供を行います。

まず、学校においては基礎的な学習と共に、地域の歴史や文化を学ぶ機会を充実します。

また、地域社会全体においても、住民が生涯を通じて充実した生活を送るために、生涯学習・スポーツの振興や、将来に向けた地域の歴史・文化の継承や芸術文化活動の推進を図ります。

さらに、視野の広い人材を育成するために、国内外において幅広い人や文化の交流を推進します。これらの取組みによって、基本目標に掲げる「地域の伝統・文化を継承する教育・文化活動」の実現を目指します。

①学校教育の充実

児童生徒一人ひとりの個性と資質を伸ばす教育指導体制の強化と教職員の資質の向上を図りながら、生きる力の育成に努めるとともに、郷土の歴史や文化、自然、産業といった地域特性を活用した体験学習を積極的に取り入れ、確かな学力と豊かな心、健やかな体、郷土への愛着を持つ人材を育成します。特に「情報教育推進計画」を策定し、世界で活躍するために不可欠な情報化・国際化に対応できる能力の向上を図ります。

各学校に特別支援教育支援員や教育相談員を配置し、身体的にも精神的にも成長過程にある児童生徒の健やかな成長・発達を支援していきます。

さらに、地域に開かれた学校づくりとともに、児童生徒数の増加や施設の老朽化の状況を勘案して校舎や体育館等の教育施設の整備改修を進め、すべての児童生徒に最適な教育が行えるよう教育環境を整備します。

②生涯学習・スポーツの振興

住民が参加できる生涯学習講座や講演会の開催、自主的なサークル活動等に対する支援を行います。さらに、学習によって培われた人々の知識や技術、経験を地域づくりに還元する、より良い生涯学習環境を目指します。

スポーツの振興については、地域のスポーツ団体の育成やスポーツ大会の開催など生涯スポーツ環境の充実を図り、住民の健康増進や交流促進、新町の一体感の醸成につなげていきます。

また、生涯学習施設・スポーツ施設の整備や機能充実とともに、インターネット回線等を利用したネットワーク化による簡易な予約・利用システムを構築する等、いつでも、どこでも、だれでも自由に学ぶことができ、住民の精神面での豊かさの向上につながる環境づくりを進めます。

③文化継承と芸術文化活動の推進

歴史ある文化を将来にわたって継承していくため、新町内各地域の伝統行事や民俗芸能の後継者の育成を支援するとともに、新町内各地域に点在する各種文化財や埋蔵文化財の保存・保護に努めます。

さらに、公演会や発表会等、優れた芸術文化を鑑賞できる機会を充実することや、住民の自主的な芸術文化活動に対する支援を行い、文化の香り高いまちづくりへとつなげます。

④地域間交流と国際交流の促進

これからの地域間交流・国際交流活動は、草の根レベルでの交流が一層期待されています。そのため、これまでに国内の他地域と続けられてきた各種の交流事業については、全国の多種多様な文化に触れることで、視野が広く様々な分野で活躍が期待できる人材を育成すると同時に、新町の「奥入瀬文化」をPRするために今後も継続し、幅広い人的・文化的交流を推進します。

国際交流については、お互いを尊重し合う心の醸成や新しい経済活動への展開も期待されることから、国際交流団体の活性化や中学生の海外派遣・留学生の受入体制整備など、住民レベルの活動の支援を行います。また、新町に居住する外国人や米軍三沢基地内の外国人との交流機会を拡大し、多様な国際文化に触れる機会を設けます。

【主要施策】

施策名	施策概要・主要事業
学校教育の充実	学校教育の充実 情報教育推進計画の策定 特別支援教育支援員・教育相談員の配置 小中学校施設の整備・充実 給食施設(共同調理場等)の整備・統廃合
生涯学習・スポーツの振興	社会教育の充実 講演会活動の充実 コミュニティスポーツの支援 施設の予約・利用情報システムの構築 生涯学習施設の整備・充実 スポーツ施設の整備・充実
文化継承と芸術文化活動の推進	芸術文化活動の充実 文化財の保護・継承 埋蔵文化財の保存・保護
地域間交流と国際交流の促進	国内交流の促進 国際交流の促進 在住外国人との交流 海外派遣・留学生受入体制の整備

第5節 利便性の高い快適に暮らすことができるまち

都市基盤については、地域ごとに異なる整備状況の格差を縮小し、新町の一体性を持った均衡ある発展や地域間の交流を活性化するために、町道の整備促進を図るとともに幹線道路の整備促進を関係機関に対して要請します。また、公共交通機関の路線の再構築に努めます。

住民の生活環境向上のために、生活の中心となる住居や、基盤となる上・下水道、公園・緑地、情報・通信網の整備を図ります。

さらに、緊急時に住民の生命や財産を守るために、消防や防災、交通安全の水準向上を図ります。これらの取組みによって、基本目標に掲げる「地域の生活環境を向上させる基盤整備」の実現を目指します。

①道路の整備

国道45号と並行して立地している2町の既存市街地の一体化及び沿道の土地利用の促進を図るために、既存市街地間を連絡する町道の整備促進を図るとともに幹線道路の整備促進を関係機関に対して要請します。また、既存の幹線道路や生活道路、老朽化が進んでいる橋梁については、状況に応じて整備改修を実施します。

東西方向の連携が比較的弱いとみられる新町の北部地域において、既存の道路を活用しながら、東西交通軸となる道路の強化を促進します。

百石町のいちょう公園と下田町の下田公園を結ぶ連絡道路を新設し、新町のコミュニティ道路とします。

これらを含めた各種道路については、高齢者や障害者、児童の通行に配慮した安全性の高い構造での整備を推進します。

②公共交通の整備

現在運行されている地域巡回バスについては、交通空白地帯を解消するよう運行路線の再編成とバス停の整備等を行い、新たな公共交通体系を構築します。

また、環境負荷軽減のため低排出ガス車の導入や、子ども・妊婦・障害者・高齢者等の交通弱者の利便性を向上させるためにノンステップバス*の導入を進めていきます。

③下水道の整備

快適な居住環境のさらなる向上のために、下水道施設については計画的に整備を促進し、早期の利用が可能となるように努めるとともに、下水道が未整備の地域については、宅地化の進行や需要等を考慮し、浄化槽設置事業等による対応を含めた効率的な施設整備を図ります。

また、新町の土地利用計画等に基づいた下水道事業の全体計画の見直しを行います。

降水による浸水被害が発生する地域については、雨水排水路を整備し、被害の防止に努めます。

* ノンステップバス：

乗降を容易にするために、床面を低くしてあるバス。多くの場合、乗降口と車内の床面にも段差が存在しない。また乗降時に、乗降口から補助スロープを出したり、車体を傾けるものもある。

④住環境の整備

新町の各地に整備されている公営住宅については、新町全体での中長期的な住宅需要の動向に基づく整備計画を策定したうえで、建物の老朽化や入居状況に応じて整備を進めます。

また、生活道路の整備・維持管理、生活に身近で気軽に遊べる公園・広場、上下水道など生活に必要な基盤の整備や景観に配慮した良好な居住環境の形成など、定住したくなる魅力ある住環境の整備に努めます。

家庭から排出されるゴミの量は、生活水準の向上や生活様式の多様化により、年々増加する傾向にあり、住環境に与える影響も深刻化してきています。住民・地域・行政の協働のもとに、正しい分別やリサイクル運動の推進、環境にやさしい資源循環型社会の構築、さらに一歩進んだ住民がゴミを排出しない生活スタイルへの意識の転換を図るよう啓発に努めます。

⑤公園・緑地の整備

地域のシンボルとなり白鳥の飛来地等の観光的な要素を持つ都市公園については、スポーツ・レクリエーションや文化活動の場としてだけでなく、自然環境の保護・保全のためにより一層の整備を図ります。また、生活に身近で住民が安心して気軽に利用できる公園・広場の整備を推進します。

奥入瀬川の親水公園を含めた河岸や太平洋の海岸については、四季の移り変わりを実感できる良好な自然環境の保全とともに、新町のシンボリックな観光イベントの会場として良好な親水空間の保全に努めます。

⑥消防・防災・交通・防犯対策の推進

火災や地震・津波などの災害への備えとして新たな「防災計画」を策定し、災害時の指揮・連絡系統や避難誘導の体制を整備します。併せて、住民へ防災や避難の意識啓発を図り、住民・地域・行政が一体となって安全・安心なまちづくりを目指します。

また、交通・防犯対策については、危険箇所への信号、横断歩道、ガードレール等の交通安全施設の整備、歩行者の安全を確保するための歩道整備や街灯・防犯灯の設置を図るとともに、住民の安全意識の向上に向けた啓発に努めます。

⑦情報・通信網の整備

21世紀のライフライン*である次世代の情報通信基盤として、光ケーブルを中心とする地域イントラネット*等の通信網を整備し、各公共施設をネットワークで結ぶことにより、行政サービスの情報受信や、各種届出、公共施設の予約が可能となる地域情報化を推進し、サービス提供の質と利便性の向上を図ります。

また、IT*の普及・啓発を推進し、学校教育や生涯学習の場において情報教育を積極的に行い、住民の情報活用能力の向上を図ります。

* ライフライン：
生活・生命を維持するために必要な水道・電気・ガス・通信などのネットワークシステム。

* 地域イントラネット：
インターネットの技術を利用した、地域内の情報伝達網。

* IT：
Information Technology：情報(通信)技術。インターネットを使ったり、電子メールで遠くの人と連絡をとったりする等の情報通信分野に関連する技術を利用する方法。

高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大しています。個人情報は、個人の人格尊重の理念のもとに、適正な取り扱いを図る必要があるため、個人情報保護条例を制定し、個人の権利利益の保護に努めます。

【主要施策】

施策名	施策概要・主要事業
道路の整備	東西方向の交通軸の強化 町道の整備促進 国・県道の整備促進の要請
公共交通の整備	地域巡回バス運行の充実
下水道の整備	下水道の整備推進 浄化槽設置事業の推進 雨水排水対策事業の推進
住環境の整備	公営住宅の計画的な整備 生活基盤の整備 家庭ゴミの排出抑制
公園・緑地の整備	都市公園の整備 公園・広場の整備 奥入瀬川・太平洋の親水空間の整備
消防・防災・交通・防犯対策の推進	防災計画の策定 消防・防災体制の指揮・連絡系統の確立 防災施設の整備 交通安全・防犯施設の整備 消防・防災・安全意識の啓発
情報・通信網の整備	地域イントラネット基盤の整備 行政機関の情報ネットワーク化の推進 個人情報保護条例の策定

第6節 住民と行政の協働のまち

新町の行政経営については、幅広く住民との協働を確立するとともに、少ない経費で最大限の施策を推進するための自立した財政基盤の構築を目指します。

自治の基本方針となる自治基本条例を制定し、開かれた行政運営体制の構築を進め、地域住民によって運営する自治組織を確立し、住民のまちづくりへの意識の高揚に努めます。また、男女共同参画の理念の浸透を図り男女の区別なく個性や能力を活かせる社会の構築を目指します。

これらの取組みによって、基本目標に掲げる「住民と行政の新しい役割分担による行政経営」の実現を目指します。

①自治基本条例の制定

今後、地方分権の進展によって市町村の権限が強化されることから、新町において自らの自治体を運営するために必要な理念、制度、原則を総合的・体系的に整備し、地方自治の実施において最高の位置付けとなる、いわば“自治体の憲法”ともいうべき「自治基本条例」を制定します。制定に当たっては、住民の意向を取り入れながら、慎重に協議を進めていきます。

制定された後は、条例の内容に基づき、協働を推進するためのまちづくり計画を制定し、住民と行政が一体となったまちづくりの推進体制の構築・運営を推進します。

②開かれた行政への取組

住民と行政が協働してまちづくりを進めていくためには情報の共有が必要です。住民に対して情報を積極的に公開・提供するため、広報誌やホームページなど多様な媒体の活用や、各庁舎において新たに情報公開スペースを設けるなど公開体制の整備を推進します。また、施策や事業の実施状況に対する説明責任*の徹底に努め、住民が自主的・主体的に行政への参画ができる環境づくりに努めます。

さらに、住民の意見収集や相談に対応するために、窓口の充実や広く意見収集の体制整備を図ります。

③住民自治の推進

新町の住民自治組織については、現在の町内会組織を基本としながら、小学校区程度を単位とした地域づくり協議会を設置するなど、住民自らが主体的に地域のことを協議し、地域の問題解決に取り組める新たな枠組みを検討します。

また、地域のために活動する団体や個人の活動支援として、会議や交流のためのスペースの確保や事務機器等の設置、行政情報や先進事例等の提供を図り、各種団体の新設や活動の活性化を促進します。

地域の行事や伝統文化の伝承等に関する事業、コミュニティ活動・自治会活動への助成、商店街活性化対策など、地域住民の連帯の強化や地域の振興等のために活用できる「地域振興基金」を造成し、地域の活性化の支援に努めます。

* 説明責任：
自らの行為について他者に対して説明・釈明する責任のこと。

④行財政運営の効率化

業務の電算化、各庁舎間・行政組織内の情報伝達や管理の効率化、意思決定の迅速化を図り、住民へのサービスの維持・向上に努めるとともに、業務の効率化を図ります。また、さらなる行政改革の推進や定員適正化計画の策定による適正な人員配置を図り、経常経費など圧縮が可能な経費の削減に努めスリムで効率的な財政運営に努めます。

さらに、財政力を高めるためには、自主財源の根幹をなす地方税の確保が重要であることから、新町においては収納体制の強化を図り、自主財源の確保と納税者の負担公平という観点から収納率の向上を目指します。

行財政運営においては、職員の政策立案能力・政策法務能力や専門的な知識などが必要とされており、それらを備えた人材を育成するための職員研修や教育体制を充実し、職員の資質向上に努めます。

また、幅広い視点や意見を行政に取り入れる場として、住民・外部有識者等と行政による行政経営のための委員会を設置するなどし、ニューパブリックマネジメント*など新たな行政経営手法の検討や導入を図り、さらなる行政運営の効率化に努めます。

⑤男女共同参画社会への対応

住民一人ひとりが十分に個性と能力を発揮でき、性別による役割分担や差別を受けずに社会参画できる男女共同参画社会を構築するために、男女共同参画社会基本法の基本理念を踏まえ、新町において基本計画を速やかに策定し、企業や住民に対して法律や制度の情報提供や職場や家庭の役割等についての啓発に努めます。

また、行政組織や各種団体においても女性の活躍の場を拡大するとともに、男女共同参画に関する施策の着実な実施を図り、住民が共に働き、共に生活できる社会を目指します。

⑥消費生活相談体制の充実

消費者被害の未然防止や早期解決を図るため、広域連携により平成26年4月1日から広域的な消費者生活相談を実施しています。町では、安全で安心な地域づくりを目指しており、地域や関係者の皆様との連携を図りながら、自立した賢い消費者の育成に消費者行政の観点から、継続して取り組んでまいります。

* ニューパブリックマネジメント：

NPM：民間企業における経営理念・手法・成功事例等を可能な限り行政現場に導入して、行政部門の効率化・活性化を図ること。

【主要施策】

施策名	施策概要・主要事業
自治基本条例の制定	自治基本条例の制定 まちづくり計画の策定 まちづくり推進体制の強化
開かれた行政への取組み	情報公開の促進 広報・広聴の充実 意見収集・相談体制の充実
住民自治の推進	地域づくり協議会の設置 コミュニティ活動の促進 地域振興基金の造成
行財政運営の効率化	行政サービスの充実 収納体制の強化による自主財源の確保 職員研修・教育体制の充実 新たな行政経営手法の検討・導入 行政経営のための委員会の設置 電算化による事務事業の効率化
男女共同参画社会への対応	男女共同参画計画の策定、推進

第6章 青森県事業の推進

今後の地方自治は、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が中心となり、自己決定・自己責任の原則に基づいて、一層の自立的な行政経営が求められています。

新町の事業は、基本的には新町主導で実施しますが、事業の性質上青森県が実施する事業があります。新町の新しいまちづくりのために実施される青森県事業は下表のとおりです。

【新町における青森県事業】

事業名	関係地域	事業の概要
県営かんがい排水事業 (指久保地区)(完了)	下田町	慢性的な水不足を解消し、合理的な水利用を図るため、恒久的な水源対策としてかんがいダムを築造するほか、基幹となる用水路の整備を行い、生産性の向上と農業経営の安定化を図る。
県営かんがい排水事業 (相坂川左岸2期地区)(完了)	百石町 下田町	
百石地区地域水産物供給基盤整備事業(特定漁港漁場整備事業)	百石町	水産物の安定供給の役割を果たすとともに背後集落の生命や財産の保全、合併後の地域の振興を図る。
奥入瀬川河川改良事業(完了)	下田町	新町のシンボルとなる奥入瀬川の堤防側帯を整備し、桜等の植樹により地域住民が水辺に親しむ憩いの空間を確保する。
松原一丁目区域急傾斜地対策事業(完了)	百石町	急傾斜地崩壊危険区域における急傾斜地崩壊防止施設を設置する事業であり、土砂災害から当該地域を防御する。
馬淵川流域下水道事業	百石町 下田町	生活環境の改善及び公共水域の水質保全を図る。
奥入瀬川地震・高潮対策河川事業	おいらせ町 (百石町)	東北地方太平洋沖地震に伴う津波浸水被害を契機として、L1津波に対応した堤防の嵩上げや耐震対策を実施し、津波浸水被害対策を推進する。
瓢2号区域急傾斜地崩壊対策総合流域防災事業 立蛇1号区域急傾斜地対策事業(完了)	おいらせ町 (下田町)	急傾斜地崩壊危険区域における急傾斜地崩壊防止施設を設置する事業であり、土砂災害から当該地域を防御する。
県営農業水路等長寿命化防災減災事業(赤田・下田前堰地区)	おいらせ町 (下田町)	造成から50年以上が経過し、老朽化が進行している用水路を更新することで、農業生産活動の基盤となる農業水利施設の長寿命化を図る。
三八地区水産物供給基盤機能保全事業 百石地区漁港施設機能強化事業	おいらせ町 (百石町)	防波堤等の整備及び浚渫により航路の埋塞を解消し、出漁機会の増大、漁業活動の安全性を確保するほか、地域水産業の強化を図る。

第7章 公共施設マネジメント

公共施設マネジメントについては、効率的な運営・維持の観点から進めていく必要があり、住民の生活に急激な変化を及ぼさないように十分配慮して逐次検討を行います。なお、これらの検討に当たっては、住民の意向を十分に取り入れながら進めていきます。

その際、新町の一体的・効率的な行政経営を進めるとともに、地域の特性やバランスを考慮しながら随時検討・整備を進めることを基本とします。

さらに、新たな公共施設の整備についても、新町の財政状況を踏まえ、事業効果や効率性について十分に議論する環境を整えるとともに、既存の公共施設を可能な限り有効に活用するなど、効率的な整備に努めます。

なお、新町の庁舎は、旧百石町役場及び旧下田町役場を機能的に活用しつつ、町民の利便性と行政の効率的な運用のため庁舎の統廃合整備を検討し、地域に密着した「住民自治の振興」、「保健・福祉の推進」などの施策を総合的に実施できるよう整備します。

また、両庁舎を情報ネットワークで結ぶとともに、意思決定の迅速化と効率化を図るために電子決裁等を導入するなど、地域住民の利便性に配慮した体制を整備します。

第8章 財政計画

1 基本的な考え方

新町の財政計画については、令和元年度までは決算数値、令和2年度以降は歳入・歳出の各項目の過去の実績や将来の財政設計を踏まえ、推計しました。

新町における健全な財政運営を行うことを第一に、合併による歳出削減効果、行政改革の推進、住民サービスの維持・向上、新町建設計画の実行に必要な経費等を反映させて、一般会計ベースで合併年度の翌年度から25年間(平成18年度～令和12年度)について策定しました。

なお、本計画は、今後の地方財政制度や社会経済情勢等の変動により変化します。

よって、新町においては、中・長期的な財政見込み及び単年度ごとの堅実な財政運営を基調とした予算編成を行うことになるため、本計画が将来の予算編成を拘束するものではありません。

2 歳入・歳出各項目の推計条件

【歳入】

①町税

町税については、過去の実績と今後の将来人口推計等を踏まえ、現行の税制度を基本として算定しています。

②地方交付税

地方交付税については、現行の交付税制度を基本に推計しています。

③国庫支出金・県支出金

国庫支出金・県支出金については、過去の実績や国・県の方針等を考慮するとともに、新町建設計画実行のための普通建設事業充当分を加えています。

④繰入金

繰入金については、各年度の財源不足に対応するために財政調整基金の繰入れを見込んでいます。

⑤町債

町債については、新町において事業を実施するための事業債や合併特例債を見込んでいます。

【歳 出】

① 人件費

人件費については、定員適正化計画による一般職の職員数の増減や、令和2年度からの会計年度任用職員制度開始による給与額の増を見込んでいます。

② 物件費

物件費については、過去の実績等を考慮するとともに、各年度における事業費の影響を見込んでいます。

③ 扶助費

扶助費については、過去の実績等を踏まえ、対象者数や事業費の伸び率を見込んでいます。

④ 普通建設事業費

普通建設事業費については、新町建設計画に基づく事業費及びその他の事業費を合わせた金額として設定しています。

⑤ 公債費

公債費については、令和元年度までの地方債に係る償還予定額に令和2年度以降の新町建設計画事業等に伴う新たな地方債に係る償還見込額を加え算出しています。

⑥ 積立金

積立金については、公共施設の整備に係る財源のため「公共施設整備基金」への積み立てを見込んでいます。

⑦ 繰出金

繰出金については、各特別会計の収支見通し等を勘案して推計しています。

3 財政計画

【歳入】

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
町税	2,035	2,299	2,289	2,279	2,268	2,323	2,328	2,454	2,452	2,405	2,541	2,646	2,581	2,627
地方譲与税及び交付金	676	476	474	457	464	440	412	414	438	607	564	596	623	615
地方交付税	3,257	3,217	3,356	3,410	3,681	4,114	3,790	3,779	3,706	3,761	3,786	3,511	3,406	3,383
普通交付税	2,666	2,701	2,889	3,034	3,286	3,385	3,354	3,296	3,226	3,268	3,287	3,044	2,954	2,978
特別交付税	591	516	467	376	395	446	416	430	416	416	403	378	391	375
震災復興特別交付税						283	19	53	64	77	96	89	62	30
分担金及び負担金	212	212	210	207	214	203	206	213	220	200	163	101	109	26
国庫支出金	750	818	1,262	1,805	1,847	1,205	1,288	931	1,224	1,342	1,578	1,355	1,290	1,272
県支出金	693	692	760	699	942	1,384	1,636	1,133	1,137	1,045	980	1,329	967	1,028
繰入金	52	198	245	61	21	47	148	173	475	356	189	297	298	223
町債	2,237	943	732	1,125	955	367	638	871	663	559	942	1,606	933	487
その他	232	246	289	379	356	493	570	319	292	519	395	291	292	277
合計	10,144	9,101	9,617	10,422	10,748	10,576	11,016	10,287	10,607	10,794	11,138	11,732	10,499	9,938

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
町税	2,574	2,609	2,609	2,608	2,575	2,575	2,575	2,543	2,543	2,544	2,515
地方譲与税及び交付金	649	590	590	590	590	590	590	590	590	590	590
地方交付税	3,354	3,089	3,361	3,333	3,306	3,287	3,232	3,203	3,179	3,179	3,177
普通交付税	3,048	2,692	2,986	2,958	2,932	2,912	2,857	2,829	2,804	2,804	2,802
特別交付税	306	375	375	375	375	375	375	375	375	375	375
震災復興特別交付税	1	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0
分担金及び負担金	29	22	135	135	135	135	135	135	135	135	135
国庫支出金	4,267	1,362	1,363	1,384	1,472	1,329	1,325	1,299	1,312	1,286	1,287
県支出金	1,154	1,037	1,037	1,039	1,040	1,038	1,041	1,042	1,045	1,045	1,045
繰入金	568	23	100	105	219	62	83	47	269	132	28
町債	505	712	401	409	811	383	398	1,017	2,906	381	381
その他	282	279	165	165	165	165	165	165	165	164	165
合計	13,383	9,723	9,760	9,768	10,312	9,564	9,543	10,041	12,145	9,456	9,322

【歳出】

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人件費	1,441	1,410	1,304	1,325	1,262	1,225	1,225	1,163	1,182	1,210	1,163	1,210	1,206	1,210
物件費	1,067	1,092	1,047	1,208	1,143	1,541	1,311	1,322	1,493	1,348	1,403	1,353	1,505	1,628
維持補修費	27	49	49	97	80	121	184	226	246	226	265	226	252	207
扶助費	1,266	1,328	1,330	1,366	1,726	1,774	1,751	1,847	1,995	2,115	2,231	2,148	2,144	2,252
補助費等	1,090	1,121	1,320	1,377	1,084	1,155	1,104	1,107	1,343	1,184	1,185	1,216	1,139	1,347
普通建設事業費	1,417	1,431	1,369	1,996	2,105	975	2,222	1,371	851	1,386	1,764	2,610	1,303	500
公債費	1,148	1,351	1,587	1,361	1,390	1,244	1,272	1,358	1,251	1,242	1,196	1,062	1,027	1,080
積立金	1,388	13	15	121	210	582	364	213	379	199	172	189	135	115
繰出金	1,076	1,087	1,213	1,186	1,280	1,322	1,303	1,440	1,485	1,520	1,521	1,531	1,585	1,375
その他	102	97	130	123	61	127	19	30	23	24	38	25	16	15
合計	10,022	8,979	9,364	10,160	10,341	10,066	10,755	10,077	10,248	10,454	10,938	11,570	10,312	9,729

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	1,335	1,322	1,331	1,339	1,346	1,344	1,356	1,361	1,348	1,352	1,313
物件費	1,839	1,579	1,548	1,550	1,599	1,541	1,699	1,612	1,588	1,629	1,557
維持補修費	212	230	232	234	236	238	240	242	240	242	244
扶助費	2,385	2,327	2,327	2,327	2,327	2,327	2,327	2,327	2,327	2,327	2,327
補助費等	3,929	1,092	1,042	1,045	1,065	1,070	1,063	1,068	1,064	1,068	1,063
普通建設事業費	836	500	673	725	1,342	594	602	1,128	3,360	569	466
公債費	1,117	1,091	1,065	1,047	952	862	838	784	736	709	781
積立金	96	205	122	122	122	122	122	122	122	122	122
繰出金	1,598	1,750	1,734	1,715	1,680	1,662	1,620	1,591	1,606	1,616	1,625
その他	36	10	13	13	16	17	18	21	21	28	28
合計	13,383	10,107	10,086	10,117	10,684	9,777	9,885	10,256	12,412	9,661	9,525

※令和3年度以降の財政計画の【歳入】には財政調整基金等の繰入金や繰越金を見込んでいないため、歳入と歳出が一致しない。



おいらせ町

発行 ● おいらせ町

〒039-2192 青森県上北郡おいらせ町中下田 135-2

TEL 0178-56-2111

FAX 0178-56-4364

URL <http://www.town.oirase.aomori.jp>

発行日 ● 令和 3 年 3 月変更